

2025 年度
自 己 点 検 評 価 書

2026(令和 8)年 6 月
滋慶医療科学大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的	7
基準 2. 内部質保証	11
基準 3. 学生	20
基準 4. 教育課程	47
基準 5. 教員・職員	62
基準 6. 経営・管理と財務	72
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A. 社会貢献	82
V. 特記事項	88

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 滋慶医療科学大学の建学の精神・基本理念

学校法人大阪滋慶学園（以下、「本学園」という。）の建学の精神は、実学教育、人間教育、国際教育である。この基本理念の下、専門医療職業人が職種横断的な医療安全・リスクマネジメントのスペシャリストへとキャリアアップを図る場として、2011(平成 23)年に「滋慶医療科学大学院大学」を創立した。また、2021(令和 3)年には現下の医療を取り巻く情勢や社会ニーズを踏まえ、変化対応力を兼ね備えた次代を担う人材養成のため学士課程の教育を行う医療科学部を新たに設置し、これに伴い大学名を「滋慶医療科学大学」へと変更して運営を行っている。

2. 滋慶医療科学大学が目指す大学像（大学の使命・目的）

2021(令和 3)年の学部設置に際し、滋慶医療科学大学（以下、「本学」という。）の目的は、科学技術に支えられた医療技術の進歩が人間の生命の存在状態を進化させるとの視点に立ち、かつ、本学園の「高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養」という教育理念を踏まえ、広く知識を受け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって、豊かな人間性や教養と専門分野の的確な知識及び技能の上に、課題解決力、変化対応力を備えた人材を養成するとともに、我が国の将来を見据えた研究の推進を図り、もって健全な社会の構築に貢献することとした。

また、滋慶医療科学大学大学院（以下、「大学院」という。）は、従来から引続き、科学技術に支えられた医学・医療技術の進歩が人間に幸せをもたらし、人間の生命の存在状態を進化させ、また、医療の本質に存在する人文科学及び社会科学的要素の考究が人間の健康と安全の条件の向上に貢献するとこの視点に立ち、本学園の教育理念である「高い職能実践力と豊かな人間性及び国際性の涵養」に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を実践し、高い科学的かつ社会的水準をもとにすべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成することを、存立の目的としている。

3. 滋慶医療科学大学の個性・特色

(1) 学部（医療科学部）

医療科学部（以下、「学部」という。）の個性・特色は、以下のとおりである。

1) 特色あるカリキュラムによる変化対応力を備えた臨床工学技士を養成

学部の教育は、臨床工学技士に必要な知識・技能を修得のうえ、国家試験に合格し、医療の現場で活躍できる能力を修得することを基本としつつ、臨床工学の周辺分野を含むより発展的な教育を行うことで、課題解決力、生涯学習力、さらに変化対応力の素養を修得することを目指している。特に、情報科学やデータサイエンスの基礎、医工連携を含む医療機器関連企業について学び、将来の進路選択の幅を広げていくことを目指している。

2) 姉妹校における臨床工学技士養成実績を基盤とした教育体制

本学園では、臨床工学技士の制度が創設された1989(平成元)年から最初の養成校の1つとして専門学校において人材養成を行い、これまで2,000名を超える臨床工学技士を輩出してきた。その卒業生たちが、各地の基幹的病院等で臨床工学部門の責任者などとして数多く活躍しており、そのネットワークを活かし、実習受入れ施設として多くの病院からの協力を得て臨床実習を実施しているほか、医療機器関連企業との連携の下、企業実習を実施している。さらに、就職の際にもこうしたネットワークを活用している。

3) 各領域の専門家からなる多彩な教員

学部は臨床工学科の1学科で構成され、大学設置基準に基づく必要専任教員数は21名である。2025(令和7)年6月1日現在の専任教員数は22名であり、教授(学長を含む)13名、准教授9名の体制である。このうち17名が博士の学位を有している。学位分野の内訳は、医学7名、工学7名、応用情報科学2名のほか、保健学、人間科学等と多領域にわたっており、学部が目指す人材養成に必要な教育体制が整っている。また、臨床工学技士の実務経験者は9名おり、実践面での教育についても充実した体制となっている。

(2) 大学院(医療管理学研究科)

大学院(医療管理学研究科)の個性・特色は、以下のとおりである。

1) 医療安全管理学及び医療安全管理学の領域としての医療経営管理学のスペシャリスト養成を目的とするわが国唯一の大学院(修士課程)

大学院は、医療安全管理学及び医療安全管理学の領域としての医療経営管理学のスペシャリスト養成を目的とするわが国唯一の大学院大学(修士課程)として2011(平成23)年4月に開学し、医療安全管理のリーダーとなる人材(修士=医療安全管理学)を輩出し、教育・研究活動を行っている。また修了生は、医療機関、福祉施設、医療系大学及び医療系専門学校等において、それぞれの職場で活躍している。

2) 大学院設置基準第14条特例による火曜日から金曜日の夜間及び土曜日に開講する社会人が学びやすい大学院

医療安全管理学及び医療安全管理学の領域としての医療経営管理学は、医療現場において必要不可欠な分野である。そのため、社会人の医療機関職員等が勉学しやすいよう、火曜日から金曜日の夜間(18時15分~21時25分)、土曜日(10時30分~17時50分)に授業を行っている。2020(令和2)年度からはオンライン授業を取入れ、学生の利便性等を鑑み、平日はオンライン授業、土曜日は対面授業を実施することを基本方針としている。

3) 実学、人間性、国際性を養成する実践的カリキュラムと多様な授業科目

医療安全管理学及び医療安全管理学の領域としての医療経営管理学は、基礎理論の修得とともに人間性と実践能力が求められる。このため、履修科目は必修科目、選択必修科目、選択科目、特別演習、及び課題研究(修士論文作成)に分かれるが、いずれの科目も医療における人間性を高めるよう配慮するとともに、グループワークやグループディスカッション

ョン等のアクティブ・ラーニングの手法を取入れ、実践能力の獲得に努めている。

4) 各領域の専門家からなる多彩な教員

大学院の専任教員数は18名であり、教授（学長を除く）17名、助教1名である。職種・学位分野の内訳は、医師4名、薬剤師1名、看護師4名、工学系2名、経済・経営学系1名、その他6名となっており、多領域にわたっている。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

本学は、2011(平成 23)年に大学院のみで組織される「滋慶医療科学大学院大学」として開設された。この大学院大学に新たに学部を開設することとし、2020(令和 2)年 10 月に文部科学大臣の認可を受けた。これにより、2021(令和 3)年 4 月に学部を開設し、大学の名称も「滋慶医療科学大学」と改めた。つまり大学院が先行して開設され、その後に学部が開設されるという特異なパターンとなっている。

このような経緯であることから、大学院については、開設 15 年目を迎え、その運営等においては相応の経験や実績の蓄積がなされてきている。一方で学部については、開設 5 年目であり、2024(令和 6)年度に初めての卒業生を送り出し、成果や反省を今後の活動に活かしていく段階にある。

また、学部と大学院の関係は、必ずしも学部に基礎を置く大学院という位置づけではないことから、教学組織としては各々に独自で稼働している部分も少なくない。さらに、学生についてみると、大学院の学生はほぼ医療機関に勤務する社会人で構成され、また授業は平日夜間にオンラインで実施するものが少なくないなど、学部とはかなり異なった特色を有している。

これらの事情を踏まえ、本自己点検評価書の作成に当たっては、多くの箇所で、学部と大学院を区分して記載する。

【学校法人の沿革】

1978(昭和 53)年	大阪薬学専門学院開校 ※
1979(昭和 54)年	財団法人大阪医療技術学園設立 ※
1981(昭和 56)年	大阪医療技術学園専門学校開校 ※
1987(昭和 62)年	学校法人大阪滋慶学園設立／大阪ハイテクノロジー専門学校開校 ※
1997(平成 9)年	大阪保健福祉専門学校開校 ※
2002(平成 14)年	大阪医療福祉専門学校開校 ※
2010(平成 22)年	大阪医療看護専門学校開校 ※
2011(平成 23)年	滋慶医療科学大学院大学開学
2013(平成 25)年	出雲医療看護専門学校開校 ※
2015(平成 27)年	鳥取市医療看護専門学校開校 ※
2018(平成 30)年	美作市スポーツ医療看護専門学校開校 ※
2020(令和 2)年	文部科学省より「滋慶医療科学大学 医療科学部 臨床工学科」設置認可
2021(令和 3)年	大学名称変更（滋慶医療科学大学院大学⇒滋慶医療科学大学） 学部新設（医療科学部）
2025(令和 7)年	文部科学省に対し、2026(令和 8)年 4 月の「滋慶医療科学大学 医療科学部 診療放射線学科」設置の届出、定員増の認可

※の付された事項は、設置母体である学校法人又は姉妹校等に関するもの。

2. 本学の現況

・大学名

滋慶医療科学大学

・所在地

〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原 1-2-8

・学部、大学院の構成

	学部・学科、研究科・専攻の名称	学位
学 部	医療科学部 臨床工学科	学士（臨床工学）
大学院	医療管理学研究科 医療安全管理学専攻（修士課程）	修士（医療安全管理学）

・学生数、教員数、職員数

(1) 学生数（単位：人）

《学部》

医療科学部	入学定員	収容定員	在籍学生数				在学生 総数
			1年次	2年次	3年次	4年次	
臨床工学科	40	160	50 <1>	31 (1)	20	25 (3)	126 (4) <1>

※（ ）内は編入学生（内数）

※ < > 内は留学生（内数）

《大学院》

医療管理学研究科	入学定員	収容定員	在籍学生数		在学生 総数
			1年次	2年次	
医療安全管理学専攻	48	72	13	15	28

(2) 教員数（単位：人）

《学部》

医療科学部	専任教員数				
	教授	准教授	講師	助教	合計
臨床工学科	13	9	0	0	22

※ 学長（教授）及び大学院との兼務者 6名（教授 6名）を含む

滋慶医療科学大学

《大学院》

医療管理学研究科	専任教員数				
	教授	准教授	講師	助教	合計
医療安全管理学専攻	17	0	0	1	18

※ 学長（教授）除く

※ 学部との兼務者 6 名（教授 6 名）を含む

(3) 職員数（単位：人）

正職員	嘱託	パート (アルバイト含)	派遣	合計
11	0	0	0	11

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

本学園では、建学の精神に基づき、本学園の設置目的を「学校法人大阪滋慶学園 寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立大学、私立専修学校及び私立高等学校を設置し学校教育を行い、又その他目的達成に必要な事項を行うことを目的とする。」と定めている。

その下において、本学の使命・目的は、滋慶医療科学大学学則（以下、「本学学則」という。）において具体的かつ明確に定めている。具体的には、「本学学則」第 2 条において、「科学技術に支えられた医療技術の進歩が人間の生命の存在状態を進化させるとの視点に立ち、かつ、本学園の「高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養」という教育理念を踏まえ、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって、豊かな人間性や教養と専門分野の的確な知識及び技能の上に、課題解決力、変化対応力を備えた人材を養成するとともに、我が国の将来を見据えた研究の推進を図り、もって健全な社会の構築に貢献することを目的とする。」と定めている。

この使命・目的の下で、設置する医療科学部臨床工学科の教育目的は、「本学学則」第 6 条第 3 項において、「豊かな人間性及び幅広い教養を備え、臨床工学分野の学修に必要な医学及び理工学の基礎の上に臨床工学技士として求められる水準の専門の知識及び技術を身に付けるとともに、多職種や様々な部署のチームの中での確に連携・協働できる力、生涯にわたり学んでいける力、様々な変化に対応していける力を備えた人材を養成することを目的とする。」と明確化している。

また、大学院は、わが国唯一の医療安全管理学とその領域としての医療経営管理学を教育・研究する職種横断型の大学院であり、その目的を「滋慶医療科学大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）第 1 条において「科学技術に支えられた医療技術の進歩が人間の生命の存在状態を進化させ、また、医療の本質に存在する人文科学及び社会科学的要素の追求が人間の健康と安全の条件の向上に貢献するととの視点に立ち、学校法人大阪滋慶学園の教育理念である『高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養』に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を実践し、高い科学的かつ社会的水準をもとにすべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成することを存立の目的とする。」

と具体的かつ明確に定めている。

これら本学の使命・目的及び教育目的等については、学部・大学院ともに大学及び大学院のホームページや広報冊子等において、それぞれの基本理念・目的、教育の目的、三つのポリシー、学則等を明示し、広く一般に周知している。また、在学生に対しては、大学・大学院それぞれの学生便覧において、目的、教育の目的、三つのポリシー、学則等を記載しており、入学後のオリエンテーション等においても、学生便覧を使用して周知を図っている。教職員及び役員に対する周知については、学生便覧を配付するほか、「本学学則」、「大学院学則」をはじめとした学内諸規程は、情報ネットワーク等を通じた学内閲覧はもとより、各種委員会等における審議や情報共有により、教職員に周知徹底している。

1-1-② 中期的な計画への反映

本学では、本学園が5年ごとに策定する「学校法人大阪滋慶学園 中期事業計画書」（以下、「中期事業計画」という。）に基づき、中期的計画を含む事業計画を策定しており、この中で本学の使命・目的及び教育目的等を明示するほか、社会情勢の変化、関連制度・施策の改正、法人内外の動向などを踏まえて、目標を持ちつつ様々な変化に臨機応変に対応していくという方針を確保している。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学では、学部・大学院それぞれにおいて、本学の使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させている。

学部では、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、次のとおり養成人材像を定めている。

【医療科学部の養成人材像】

- ① 社会に貢献する意欲を有するとともに、いのちの尊厳の理解を基盤とした豊かな人間性、倫理感、責任感を備えている人材
- ② 基礎的能力の土台の上に医療専門職として必要な知識・技能を身に付け、主体性・自律性を持ちつつ保健医療福祉チームの一員として適切な連携・協働の下で専門能力を発揮することができる人材
- ③ 幅広い教養や専門分野に止まらない知的探究心を有し、継続的に新しい知識と技能を修得するための学びの意欲を醸成しているとともに、直面する様々な変化への対応力を備える人材

学部の三つのポリシーは、この養成人材像を基礎として策定されている。三つのポリシーは、大学ホームページや広報冊子等に明示するほか、学生便覧には養成人材像及び三つのポリシーの相関性を示す図（以下、「3 ポリシー相関図」という。）とともに掲載している。

大学院の三つのポリシーは、大学院ホームページ、広報冊子及び学生便覧等に明示しており、在学生や教職員はもとより、社会一般に広く周知している。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

大学の使命・目的及び教育目的を踏まえた教育研究組織の構成として、学部では医療科学部臨床工学科を設置している。臨床工学分野は、主に医学と理工学を柱として構成される学問分野であるとともに、医療技術職に係る国家資格の取得を目指す学科であり、実践的な教育が重要である。このため、臨床工学分野の実務家教員はもとより、医学、工学、情報科学等の分野の専門家を教員として配置している。

大学院については、「大学院学則」に規定する目的等を踏まえ、医療管理学研究科医療安全管理学専攻を設置している。医療安全管理学やその領域としての医療経営管理学は、多くの分野を包含する学際的な領域に関する学問であるため、医学、看護学、工学、人間科学、経営学等の領域の専門家を教員として有し、必要な人員を配置している。

本学の組織運営については、法人組織の下に法人理事会と大学の連絡調整や重要事項の協議・意思決定を担う大学・大学院の各運営会議（法人の常務理事を構成員に含む）を設けたうえで、学部・大学院それぞれの教育研究組織、教授会及び各種委員会等を設けており、学長のリーダーシップの下で運営している。現在、学部は1学部1学科、大学院は1研究科1専攻であるため、組織構成は複雑なものではなく、学長のリーダーシップが発揮しやすいものとなっている。こうした組織構成の下で、法人組織との密接な関係性を確保しつつ、学内における意思決定・情報共有を円滑に行い、本学の使命・目的及び教育の目的に則した大学運営の推進を図っている。

1-1-⑤ 変化への対応

本学では、本学園が5年間を期間として策定する中期事業計画に基づき、中期的な視点を含む事業計画を毎年度策定している。この中で、本学の使命・目的及び教育目的等を明示するほか、社会情勢の変化、関連制度・施策の改正、法人内外の動向などを踏まえて、目標を持ちつつ様々な変化に対応していくという方針を確保している。

また、大学院大学時代の2017(平成29)年度以降、毎年度自己点検・評価を行い、自己点検評価書にまとめて公表しており、学部を開設した2021(令和3)年度からは、学部を含めた大学全体として、毎年度自己点検・評価を行っている。これにより本学の現状を評価し、課題を明らかにすることによって改善を図り、大学の運営機能向上に努めている。

本学は、医療安全管理学及び医療安全管理学の領域としての医療経営管理学のスペシャリスト養成を目的とするわが国唯一の大学院大学(修士課程)として2011(平成23)年4月に開学し、2021(令和3)年4月には、医療科学部臨床工学科を設置し、名称を滋慶医療科学大学に改めた。建学の理念は不変のものであるが、教育目的や三つのポリシー等の見直しについては、社会情勢や教育界の動向などの社会変化に柔軟に対応し、関係法令等に留意しつつ自己点検・評価を行う中で、見直しの必要性等を検討している。直近においては、学部は2025(令和7)年度にアドミッション・ポリシーを改定しており、大学院は三つのポリシーについて、教育目的及び社会情勢の変化等を踏まえて2023(令和5)年度に改定している。

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の学部・大学院の使命・目的及び教育目的は、「本学学則」及び「大学院学則」において具体的に明文化しており、これらは、ホームページ、広報冊子、大学案内及び学生便覧等に掲載して学内外へ十分に周知し、その理解が進むよう努めている。在学生に対しては、入学後のオリエンテーション等において、学生便覧を使用して周知している。

三つのポリシーは、本学の学部・大学院の使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。学部では、養成人材像及び3ポリシー関連図とともに学生便覧に掲載して学生の理解促進を図っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、全学的な自己点検評価書を毎年度作成し、その作業を通じて、本学の使命・目的に則した運営がなされているかどうかの検証を行っている。

学部は、2021(令和3)年度の開設から完成年度の2024(令和6)年度までは、設置計画に基づき教育等を適切に行うことを最重要課題として、設置計画に則して教育・研究等を進めてきた。2025(令和7)年度からは、開設年度から完成年度までの4年間における教育・研究等の検証も含めて成果や改善点を把握し、使命・目的及び教育目的の見直し等につなげていく段階であり、法令改正への対応や職能団体等の意見も考慮しつつ対応していくことが求められる。大学院は、医療安全の概念・意味が時代とともに変化し、社会の医療に対する関心に変化する状況下、研究の高度化・普遍化等に対応していくことが求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学部は、社会情勢の変化等に適切に対応していくため、開設から完成年度までの設置計画に則した教育・研究等の検証も含め、情勢変化の的確な把握、教育の質の維持・向上、学生の学修成果の点検・評価等を通じて、必要に応じて使命・目的、教育目的及び三つのポリシー等の見直し等を行い、組織運営に反映させ、その周知に努めていく。

大学院は、医療安全の概念・意味が時代とともに変化していることを踏まえ、職能団体や修了生等の意見・ニーズを把握し、必要に応じて使命・目的、教育目的及び三つのポリシー等の見直し等を行うことで、大学運営の改善につなげていく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、内部質保証について、「本学学則」第 3 条及び「大学院学則」第 43 条において、教育・研究活動等の状況について定期的な自己点検・評価を行い、その結果を公表する旨を明示している。また、内部質保証に関する全学的な方針として、「滋慶医療科学大学 内部質保証の方針」（以下、「内部質保証の方針」という。）を定め、本学の内部質保証の基本的な考え方、組織体制及び構成組織等を明示しており、教職員はこれらの規定及び方針に基づき、内部質保証の向上に向けた教育・研究活動をはじめとする大学運営の諸活動（以下、「諸活動」という。）を行っている。

本学における内部質保証の全学的な統括責任組織は、運営会議（大学・大学院）である。運営会議は、学長を議長とし、法人常務理事、事務局次長等から構成される教学部門の最高意思決定組織である。教学部門と法人部門の情報共有及び重要事項の協議・決定等を行うほか、自己点検・評価に関する方針の策定、評価結果を受けた改善事項の協議・決定等を行っている。

また、内部質保証の推進に責任を負い、定期的に全学的な検証を行う学長直轄の組織として、自己点検・評価委員会を組織している。自己点検・評価委員会は、全学的な自己点検・評価を行うとともに、自己点検評価書の取りまとめ・検証・作成、点検・評価結果の教授会への報告及び学長への答申、学内外への公表等を行うほか、外部有識者を含む大学関係者評価委員会への点検・評価結果の報告を行っている。

大学関係者評価委員会は、学長が指名する教職員及び学長が委嘱する学外有識者から構成される組織である。本学の自己点検・評価活動の客観性及び妥当性に関する検証・評価を行い、教育・研究活動をはじめとする諸活動の改善に資する指摘・助言等を行っており、その意見・指摘を自己点検・評価活動に反映させることを目的としている。

これらのほか、自己点検・評価活動に係る学長からの指示、自己点検・評価委員会からの連絡・情報共有、及び学長が各種事項の決定を行うに当たり意見を述べる組織として教授会を、また諸活動について所管分野ごとに PDCA サイクルを実行する教授会の下部組織として、各種委員会等を組織している。

本学園全体の管理運営については、理事会が学校教育法や私立学校法をはじめとする各種法令及び組織倫理に関する規程等を遵守し、適正に運営を行っている。

教職員等の構成員は、諸活動の取組みを行うにあたり、「学校法人大阪滋慶学園 職員倫理規則」（以下、「職員倫理規則」という。）、「滋慶医療科学大学 ハラスメント防止規程」

（以下、「ハラスメント防止規程」という。）等を遵守するとともに、「滋慶医療科学大学 医療科学部 FD(Faculty Development)/SD(Staff Development)委員会規程」（以下、「学部 FD/SD 委員会規程」という。）及び「滋慶医療科学大学大学院 FD/SD 委員会規程」（以

下、「大学院 FD/SD 委員会規程」という。)等に規定する教職員研修に積極的に参加することとなっており、教職員一人ひとりが本学の内部質保証に係る PDCA サイクルの一端を担っているという自覚と責任観を持って取組み、その組織文化としての定着を図っている。

本学においては、これらの各種組織及びその構成員が諸活動における PDCA サイクルを機能させることにより、その質向上及び保証に努めている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の内部質保証のための自己点検・評価活動は、大きく 3 つに分類できる。1 つ目は、教職員レベルの取組みに対する自己点検・評価、2 つ目は、プログラムレベルの取組みに対する自己点検・評価、3 つ目は、全学レベルの取組みに対する自己点検・評価である。

1. 各レベルの方針に沿った活動

本学の運営は、すべて中期事業計画、事業計画、内部質保証の方針及び各種規程等に基づき行われている。全学レベルでは、本学園が 5 年ごとに策定する中期事業計画に基づき、各年度の事業計画を作成し、実行している。プログラムレベルでは、教育目的、三つのポリシー、「滋慶医療科学大学 教員組織編成方針」(以下、「教員組織編成方針」という。)及びアセスメント・ポリシー等を定めており、学部・大学院がそれぞれの方針に沿って各年度の活動を行っている。教職員レベルでは、教職員は「職員倫理規則」、「滋慶医療科学大学における研究者および研究支援者の行動規範」(以下、「研究者等の行動規範」という。)及び各年度シラバス等に基づき、教育・研究活動及びその支援活動等を行っている。

2. 各レベルの自己点検・評価活動

1) 教職員レベル

教員は、シラバスを作成し、シラバスに基づく授業運営・成績評価等を行っており、授業評価アンケート結果は全授業担当教員にフィードバックされ、それに基づく授業改善報告書を FD/SD 委員会に提出することとしている。また、FD/SD 研修をはじめとする学内研修への参加が義務付けられているほか、各種学会やコンソーシアム等の外部研修等にも参加している。学年主任は、学生との個人面談や学修ポートフォリオの記載内容等を参考にして、学生への指導・支援・授業方法等の改善に役立てている。教育・研究面では、「滋慶医療科学大学 教員業績評価規程」(以下、「教員業績評価規程」という。)及び「滋慶医療科学大学 教員業績評価実施要項」(以下、「教員業績評価実施要項」という。)に基づき、教員が毎年度教員業績調書及び教員活動報告シートを作成し、事務局で取りまとめ

て業績を理事会に報告するとともに、教員業績評価委員会が教員の諸活動に関する業績評価を行っている。

職員は、FD/SD 研修に参加するほか、文部科学省や日本私立大学協会をはじめとする各種団体主催の研修及び本学園が実施する研修等に参加している。また、職員の評価については、「滋慶医療科学大学 事務職員人事考課規則」（以下、「事務職員人事考課規則」という。）に基づき、年1回実施している。職員の資質に応じた配置と業務分担を行うほか、上長面談による指導・助言・ヒアリング等を通じて、職員の業務改善につなげるとともに、組織体制の改善に役立てている。

2) プログラムレベル

プログラムレベルでは、学部・大学院がそれぞれの教授会下部組織の各委員会等を通じて連携しつつ、教育・研究活動及びその点検・評価を行っている。また、学部・大学院ともにアセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。具体的には、GPA(Grade Point Average)、学修ポートフォリオ、授業評価アンケート、学生生活満足度調査等の学生調査などの多様なエビデンスデータを基礎資料として、所管委員会が学修成果の点検・評価を行い、学生に公表するとともに、教授会で共有している。各委員会は、年度初めに委員会の実施計画を策定し、その計画に基づき所管する委員会活動を行い、年度末に当該年度の活動について自己点検・評価するとともに、年度総括を作成して教授会に報告するほか、所管事項に関連する基準項目に係る自己点検評価書の作成を行い、自己点検・評価委員会に提出している。例えば、FD/SD 委員会では、授業評価アンケート（カリキュラム・アンケート）、FD/SD 研修、委員会全体の実施計画に基づく活動のPDCA サイクルを回している。

3) 全学レベル

全学レベルでは、学部・大学院及び各委員会等の活動並びに自己点検・評価結果を、学部・研究科の教授会において報告・共有している。自己点検・評価委員会は、教授会を通じて各委員会から提出された自己点検・評価結果（年度総括）、及び教育理念・中期事業計画・事業計画・内部質保証の方針等に沿った大学運営がなされているか等を含め全学的な自己点検・評価を行っている。また、各委員会から提出された所管基準項目に係る自己点検評価書を取りまとめたうえで点検・編集し、全学的な自己点検評価書を作成して教職員等に冊子を配付している。

3. 自己点検・評価結果の学内共有及び外部公表

自己点検・評価委員会は、「本学学則」第3条及び「大学院学則」第43条の規定に則して、自己点検・評価結果を本学ホームページや学内ネットワークを通じて広く公表するとともに、冊子にして教職員・本学園関係者などに配付しているほか、自己点検・評価活動を通じて明らかとなった諸活動の改善課題をまとめて学長に答申するとともに、教授会を通じて学内に周知している。

また、学長の委嘱を受けた外部有識者を構成員に含む大学関係者評価委員会は、自己点検・評価委員会からの自己点検・評価結果の報告を受け、本学の諸活動の客観性・妥当性

を検証し、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。自己点検・評価委員会からの自己点検・評価結果及び大学関係者評価委員会による評価・指摘・助言は、学長を通じて運営会議（大学・大学院）に報告・共有されている。

4. 自己点検・評価結果を受けた改善

自己点検・評価結果の報告を受け、運営会議は改善方策を協議・決定している。学長は、教授会を通じて各委員会等の下部組織に運営会議での決定事項を含む改善指示等を行い、委員会及び構成員である教職員は指示に基づき改善の取組みを行っている。また、評価結果に基づく改善事項等は、当該年度の事業報告書に記載して理事会に報告するほか、翌年度以降の事業計画に反映している。このように、本学全体の自己点検・評価活動を通じて、内部質保証に取り組んでいる。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、客観的なエビデンスデータに基づき教育・研究活動をはじめとする諸活動の自己点検・評価を行うため、「滋慶医療科学大学 IR 推進室規程」を定め、学長直轄の組織として IR 推進室を設置し、IR 推進室の下に教員・職員からなる IR ワーキンググループを設けて、その活動について検討・報告等を行っている。IR 推進室が取扱う各種データは、文部科学省の学校基本調査等に使用する基本情報データ、入試・広報関連データ、学籍・履修・成績・学修ポートフォリオ等の学生関連データ、授業評価アンケートや学生生活満足度調査等のアセスメント関連データ、及びステークホルダー関連データなどである。

本学は、2011(平成 23)年に大学院大学として開学し、2021(令和 3)年に 1 学部を新たに開設した極めて小規模の大学である。大学院は、主に医療機関等に勤務する社会人が学生の多くを占め、学部においては、2024(令和 6)年度に完成年度を終え、初めての卒業生を送り出したところである。これらの状況から、IR に関わるデータの入力・集計・収集・分析等については専属のスタッフを設けずに、学部・大学院ごとに事務局が行っている。学生関連データやアセスメント関連データは、事務局が各種委員会等と連携してデータを収集・集計し、委員会及び教授会等に報告して改善活動につなげている。

具体的には、授業評価アンケートや FD/SD 研修等に係るデータについては、FD/SD 委員会と事務局が連携して集計するとともに、学生・教職員にフィードバックしている。学生生活満足度調査をはじめとする学生の入学時・在学時・卒業（修了）時・卒業（修了）後等の調査データは、学部は学生・就職委員会と事務局、大学院は学生生活委員会と事務局が連携して集計している。過去の蓄積データについては、定期的に IR ワーキンググループにおいて分析結果の報告等を行うとともに、同ワーキンググループで今後のデータ活用等について検討を行っている。また、教授会等に報告された各種議事要旨・資料・調査集計結果等は、学内ネットワークを通じて教職員に共有している。

本学では、小規模大学特有の情報共有のし易さとデータの活用により、客観的データに基づく迅速な改善活動につなげている。また、教職員・プログラム・全学の各レベルにおける自己点検・評価は、すべて事務局が管理するデータに基づき行われており、客観性は確保されている。

今後は、学部における学生の増加や卒業生の増加とともにデータ量の増加が見込まれる

ことから、IR 機能の強化に取り組んでいく。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本項は、学部と大学院に区分して記述する。

《学部》

学部では、学修支援に関する学生の意見・要望については、授業評価アンケートや各講義のコミュニケーションペーパーなどの各種調査等によって収集し、事務局で入力・集計を行い、所管委員会で報告・審議のうえ学部教授会において共有するなど、組織的な対応を行っている。授業評価アンケートの結果は、学内掲示板や学生への情報発信等に使用する Microsoft Teams を通じて学生に公表している。各科目に対する学生からの評価及びコメントは科目担当教員にフィードバックし、当該教員がアンケート結果に対する授業改善報告書を提出することとなっており、これらの内容も学内掲示板及び Microsoft Teams で公表している。また、学部の全専任教員がオフィスアワーを設定しており、授業に関する学生の質問や相談等に対応している。さらに、学生に身近な立場で学修・履修や学生生活などの相談を受け、指導や助言を行うために、専任教員による学年主任制（担任制）を設けている。学年主任は、学年ごとに 2～3 名の専任教員が担当しており、学生の意見・要望の把握に努めている。これらを分析・検討した結果は、適時、学生・教職員にフィードバックするとともに、必要なアクションを取ることにしている。

学生生活に関する学生の意見・要望については、各種調査に項目を設け、学生生活満足度調査や学生意見箱等を活用するなどして収集し、所管委員会において改善方策を検討して対処するなど、改善に努めている。また、学年主任が年 2 回の学生面談を実施し、学生の要望等を把握するとともに学生のポートフォリオ管理支援等を行っている。事務局においても、科目履修や経済面等、学修継続に関する様々な相談の窓口として、学生の意見・要望を把握して、組織的に対処する体制を整えている。

学修環境に関する学生の意見・要望の把握については、学生生活満足度調査、学生意見箱等を通じて行っている。学生生活満足度調査の結果は、学生・就職委員会において共有され、結果に基づく対応及び改善の検討を経て、学生の要望等に対する回答とともに学内掲示板や Microsoft Teams を通じて学生に公表されている。学年進行によって学修や意見交換に重点を置く時期と、集中して実習や研修を行う時期が交錯することから、学生・就

職委員会と事務局が連携してそれぞれの要望を調整し、学生の満足度が高まるよう努めている。また、学修に必要な文献の検索・管理方法や代表的な文書作成・翻訳ソフトの使用方法などを含め、図書館利用に関する問合せや相談に対しては、専任の図書館司書が支援している。

学部では上記取組みのほか、学生・就職委員会が2025(令和7)年度から学生の自主運営組織である校友会の役員を対象に、三つのポリシー、学修支援、学生生活、学修環境及び大学生生活を通じた学生の成長度合い等を含む大学運営に係るヒアリング(対面意見交換)を実施しており、学生の代表としての意見を収集し、その過程を通じて学生の大学運営への参画意識を高めるとともに、その意見をくみ上げて大学運営の改善・向上に反映している。

《大学院》

大学院では、学修支援に関する学生の意見・要望の把握については、カリキュラム・アンケートや学生生活満足度調査等を通じて行っている。カリキュラム・アンケートの集計結果は、FD/SD委員会が確認し、研究科教授会に報告して共有するとともに、他の委員会と連携して授業の改善を図るほか、大学院ホームページ(在学生ページ)を通じて学生に公表している。各科目に対する学生からの評価及びコメントは科目担当教員にフィードバックし、当該教員が授業改善報告書を提出することとなっており、これらの内容もホームページ上で閲覧可能である。さらに、研究活動に必要な文献の検索・管理方法や代表的な文書作成・翻訳ソフトの使用方法などを含め、図書館利用に関する問合せや文献等の相談に対しては、図書館司書が支援している。学生生活満足度調査の集計結果や学生意見箱に投書された意見は、学生生活委員会が確認し、研究科教授会に報告して教職員に周知するとともに、他の委員会と連携して改善を図っており、その内容を学生にフィードバックしている。

学生生活に関する学生の意見・要望については、学生生活満足度調査に要望等を記入できる項目を設けるほか、学生自習室に設置する意見箱を活用するなどして収集している。また、研究指導教員や各学年2名の専任教員からなる担任が個別に相談に応じるほか、事務局も科目履修や経済面等、学修継続に関する様々な相談の窓口として学生の要望等に対応しており、ハラスメントなどを含む様々な学修に関する相談に応じている。心身に関する健康相談については、主校舎近隣に「滋慶トータルサポートセンター新大阪」を設置して、在学生の相談に対応している。当該サポートセンターにはカウンセラーが常駐しており、予約制で個別相談を受付けている。

学修環境に関する学生の意見・要望については、主に学生生活満足度調査及び意見箱等を通じて収集し、改善の検討及び対応に努めている。学年進行によって意見や要望が出やすい時期と、修士学位論文執筆や研究を行う時期が交錯することから、学生生活委員会と事務局が連携してそれぞれの要望を調整し、学生の満足度が高まるよう努めている。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学外関係者の意見・指摘等を把握し、自己点検・評価活動に反映させることを目的として、大学関係者評価委員会における取組みを行っている。

大学関係者評価委員会は、学長が指名する教職員（学内委員）及び学長が委嘱する学外有識者（外部委員）で構成される学長直轄の組織であり、外部委員の内訳としては、本学の学部・研究科に関連する職種に係る業界団体の役員、医療関係機関及び企業などに勤務する卒業生・修了生等である。大学関係者評価委員会は、自己点検・評価委員会からの自己点検・評価結果の報告を受け、本学の教育・研究活動をはじめとする諸活動の客観性・妥当性を検証し、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。具体的には、本学の自己点検・評価結果に基づく自己点検評価書について書面確認を行うとともに、年1回大学関係者評価委員会（会議）を開催している。当該会議においては、学内委員からの自己点検評価書に基づく本学の諸活動の報告を受けて、外部委員が改善に資する指摘・助言等を行うほか、自己点検評価書に基づく本学の自己点検・評価結果の妥当性を審議している。大学関係者評価委員会による評価結果は、学長が運営会議（大学・大学院）及び学部・研究科教授会に報告するとともに、翌年度以降の大学運営の改善に反映している。

今後については、学部は2024(令和6)年度に初めての卒業生を送り出して間もないことから未実施である卒業生の就職先へのアンケート調査や当該就職先の担当者等を大学関係者評価委員会の外部委員に加えることなどが想定され、より幅広い学外関係者の大学運営への参画を検討していく。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学における内部質保証及びPDCAサイクルの仕組みについては、内部質保証の方針を定めて明示するとともに、大学組織に関わる全体像について、「内部質保証に関する概念図」で示している。

全学レベルでは、中期事業計画、事業計画、内部質保証の方針等に基づき、運営を行っている。プログラムレベルでは、三つのポリシーを起点とした「教員組織編成方針」、アセスメント・ポリシー等の方針に沿って各年度の活動を行い、教職員レベルでは、「職員倫理規則」、「研究者等の行動規範」、各年度シラバス等に基づき、教育・研究活動及びその支援活動等を行っている。

教職員レベルでは、教員は、三つのポリシーを起点としたシラバスに基づく授業運営・成績評価等を行い、授業評価アンケート結果に基づく授業改善報告書を作成して改善につなげているほか、FD/SD研修等の学内研修及び外部研修等に参加し、教育・研究活動を行っている。また、教員業績調書及び教員活動報告シートに基づく、教員業績評価を実施している。職員は、三つのポリシー及びアセスメント・ポリシー等に基づき各委員会等の運営や教育・学生支援を行っており、学内外の研修に参加するほか、人事考課による評価を受けている。

プログラムレベルでは、三つのポリシー及びアセスメント・ポリシーに則り、学部・大学院が各委員会等を通じて事務局と連携しつつ、学修成果及び諸活動の点検・評価を行っている。授業評価アンケートや学生生活満足度調査等のデータは、IR活動の一環として事務局により集計・分析され、調査結果を学生に公表するとともに、所管委員会を通じて教授会で報告されている。また各委員会は、実施計画に基づいて活動を行い、年度総括により点検・評価して翌年度の改善につなげている。

全学レベルでは、各委員会活動等を通じた学部・大学院の点検・評価結果が、各教授会において報告・共有されている。自己点検・評価委員会は、各委員会活動の自己点検・評価結果及び IR 関連データ等に基づき、三つのポリシー及び各方針に沿った大学運営について全学的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会による自己点検・評価結果は、改善事項の学長への答申とともに、教授会を通じて学内に共有されている。その後、外部有識者を含む大学関係者評価委員会において、自己点検・評価結果に基づくレビューを行うとともに、その結果を、学長を通じて大学・大学院の運営会議に報告しており、運営会議は報告に基づく改善事項等を取りまとめ、学長が教授会を通じて各委員会等に改善の指示を行っている。また、認証評価結果についても、上記運営会議・教授会を通じて共有及び改善指示がなされている。これら自己点検・評価結果及び認証評価結果に基づく改善事項は、事業報告書に記載するとともに、翌年度の事業計画に反映し、運営改善につなげている。

本学における自己点検・評価や認証評価などの結果は、ホームページに掲載して学生や社会に広く公表している。また認証評価結果等は、学内掲示板に掲示するほか、大学関係者評価委員会において外部有識者に報告するなど、学生及び学外関係者の理解・支持を得られるよう努めている。

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の内部質保証は、自己点検・評価活動について「本学学則」第 3 条及び「大学院学則」第 43 条に定めるとともに、その組織体制については、内部質保証の方針に則して運営会議（大学・大学院）を統括責任組織、自己点検・評価委員会を推進組織として、学内の各組織と連携した内部質保証の恒常的な実施体制を確立している。

内部質保証の一機能面としての学生の意見・要望の大学運営・改善への反映については、学部及び大学院において学生の背景の異同等を踏まえつつ、意見・要望を収集・把握してその分析を行い、学生支援等に活かすよう取組んでいる。学部では学生面談や記名・無記名の各種アンケート、学生生活満足度調査及び意見箱等、並びに大学院では記名・無記名の各種アンケートや意見箱等から得られた学生の意見・要望に対して、集計結果や回答を学生に公表するとともに、教職員で共有して改善につなげており、PDCA サイクルは機能している。

また、本学の諸活動及び自己点検・評価活動は、三つのポリシーを起点とした各方針の下、教職員・プログラム・全学の各レベルにおいて行われており、委員会・教授会等を通じて学内に共有されている。自己点検・評価結果及び認証評価結果等は学内外に広く公表するとともに、外部有識者を含む大学関係者評価委員会によるレビューを行っており、報告・決定・指示など組織全体で改善につなげる内部質保証の PDCA サイクルが機能している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、小規模大学としての強みである情報共有のし易さを活かし、データに基づく

迅速な改善活動を行っているが、2024(令和 6)年度に学部が完成年度を終えたことから、今後の学生数・卒業生数の増加に伴い、扱うデータ量のさらなる増大が見込まれる。このため、客観的データに基づく内部質保証を持続的に実施するためには、IR機能の強化が求められる。また、学生や学外関係者の意見・要望の大学運営への反映について、各種学生アンケート調査や大学関係者評価委員会を中心に取組んできたが、学部が完成年度を終えたことを踏まえ、より広範に意見等をくみ上げるシステムの整備が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

IR機能の強化については、内部質保証の実効性を高めるため、関連データ及びデータベースの統合並びにデータの標準化を進め、収集データの適切な分析とその高度化を図るための体制整備を推進する。

学生及び学外関係者の意見・要望の大学運営への反映については、2025(令和 7)年度から実施している校友会役員との大学運営に係るヒアリング（対面意見交換）等を通じて、学生の意見をくみ上げて大学運営に反映する取組みを充実させていく。また、卒業生の就職先へのアンケート調査の実施や、当該就職先の担当者等を大学関係者評価委員会の外部委員に加えることなど、より幅広い学外関係者の大学運営への参画を検討していく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本項は、学部と大学院に区分して記述する。

《学部》

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

学部では、教育目的や養成人材像を踏まえた以下のアドミッション・ポリシーを定め、求める能力を明確化している。アドミッション・ポリシーとその概要は、大学案内や入学試験要項に記載して資料請求者や高等学校等に送付するほか、大学ホームページに明記して広く一般に周知を図っている。また、オープンキャンパスや入試対策セミナー、進学相談会のほか、高校訪問、高校進路指導担当教員対象の説明会等の場において説明するなど、様々な機会を通じてアドミッション・ポリシーの周知に努めている。

【学部アドミッション・ポリシー】

＜本学部が求める人材像＞

① 公共心及び主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

医療分野に興味があり、医療の現場に従事し、社会に貢献することに関心・意欲を有している。また、学校でのグループ学習等や課外活動、ボランティア活動等の経験を経ることなどにより、主体性を持ちつつ他の人たちと協力しながら、課題や目標の達成に向けた取組をやり遂げることができる。

② 思考力・判断力・表現力

対処すべき課題を解決するために、自分が修得した知識や技能を基礎として、また様々な方法により調べたことなどを踏まえて、自ら考え、判断することができる能力、そしてそれを他の人に的確に説明・表現できる能力の基礎を身に付けている。

③ 本学部における学修の基礎となる知識・技能

本学部の理工学系科目の学修に必要な基礎的な数学（数学Ⅰ・数学A程度）の知識をはじめ、本学部での学修に必要な基礎学力を有している。

＜入学者選抜の基本方針＞

本学部では、以下により、入学者選抜における評価・判定を行う。なお、調査書を選考方法に加えていない場合でも、選考に際しての参考資料として活用する。

① 公共心及び主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度については、面接、志望理由書、調査書を主に評価する。

- ② 思考力・判断力・表現力については、面接、筆記試験、志望理由書を主に評価する。
- ③ 本学部における学修の基礎となる知識・技能については、筆記試験、調査書を主に評価する。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部の入学者選抜は、「滋慶医療科学大学 医療科学部 入学者選抜規程」（以下、「入学者選抜規程」という。）及び「滋慶医療科学大学 医療科学部 入学者選抜実施要項」に基づき、学長の下で入試・広報委員会及び事務局が業務を行っている。

学部では、様々な特色・個性を有する学生受入れの観点から、多様な入試制度を設けており、それぞれの入試制度において、アドミッション・ポリシーに則した学生の受入れができるよう工夫している。入試の種類としては、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、及び指定校推薦選抜を設けている。一般選抜には大学入学共通テスト利用型も設けている。選考方法は、学力試験、面接、志望理由書、調査書の中から、試験種類ごとに組合せている。学力試験については、特に本学部の教育において最も基礎となる数学（数学Ⅰ・A）を重視しており、アドミッション・ポリシーにおいても明記している。

2026(令和8)年度入試の選考方法は、入試区分ごとに次のとおりである。一般選抜では、学力試験において数学を必須とし、ほかに1科目を6科目（国語、英語、生物、化学、物理、理科基礎）から選択することとしている。このほか、調査書を点数化し合否判定に組み入れている。一般選抜（大学入学共通テスト利用型）も基本的に同様の枠組みとなっている。総合型選抜では、適性検査を修了した者を対象として、面接、志望理由書及び調査書により選考している。学校推薦型選抜では、基礎学力検査（数学Ⅰ・A）、面接及び調査書により多面的に選考を行っている。指定校推薦選抜においては、一定値以上の評定値の推薦基準を設けて学力水準の確保を期しつつ、面接、志望理由書及び調査書により選考を行っている。合格者の判定は、「入学者選抜規程」に基づき、合否判定会議において審議を行い、その意見を聴いて学長が決定している。また同規程の規定に基づき、事後に学長から学部教授会に対して報告を行っている。

入試問題の作成は、「入学者選抜規程」及び「入学者選抜実施要項」の規定に基づき、学長の指示により問題作成及び校閲の体制を決定し、実施している。2026(令和8)年度入試については、国語（校閲は学内教職員が実施）を除き問題作成は学内教職員で行うこととし、原則として科目当たり3名の体制で、秘匿保持に留意しつつ作問・校閲を行っている。

入学者選抜のあり方に関しては、学生確保への影響、入試業務の運営状況、及び入学後の学生の学修状況や成績等について、入試・広報委員会において分析・検証を行い、翌年度以降の入学者選抜のあり方の検討に反映して必要な見直しを行うなど、鋭意改善に努めている。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部における2025(令和7)年度以前5年間の学生受入れ数等は、表3-1-1に示すとおりである。開設後4年間は入学定員を満たす学生確保はできなかったが、2025(令和7)年度には入学定員を超える入学生を確保することができた。

表 3-1-1 医療科学部の入学定員、入学者数、在籍者数等一覧

年 度	2021(令和 3) 年度	2022(令和 4) 年度	2023(令和 5) 年度	2024(令和 6) 年度	2025(令和 7) 年度
入学定員	80 名	80 名	80 名	40 名	40 名
志願者数	31 名	34 名	29 名	33 (10) 名	54 (5) 名
入学者数	14 名	22 名	22 名	28 (9) 名	50 (4) 名
入学定員充足率	17.5%	27.5%	27.5%	70.0%	125.0%
収容定員	80 名	160 名	240 名	160 名	160 名
在籍者数	14 名	36 名	57 名	92 名	126 名
収容定員充足率	17.5%	22.5%	23.8%	57.5%	78.7%

※ () 内は編入学生 (外数)

開設から4年間にわたり、学生確保が不調となった主な原因としては、初年度の2021(令和3)年度入学向け学生募集においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響（広報活動実施上の制約、設置認可時期の遅れ等）や大学入試制度改革が施行される下での受験生の動きの早期化の影響が大きかったことが挙げられ、2022(令和4)年度及び2023(令和5)年度入学向け学生募集においても、大学の知名度がまだ十分に浸透できていない中で大きな定員割れとなった。

2024(令和6)年度入学向け学生募集においては、まず同年度からの入学定員を80名から40名に引き下げることとした。このことと併せ、変更後の入学定員を満たす入学生確保を図るべく、①広報に係る体制の拡充、②受験生サイトの新規構築、SNS更新の増加、広報用動画の増加やパンフレット・DMの刷新、③病院や企業の現場見学の実施や学生寮体験などイベントの充実、④出前授業の実施などの高校との連携強化、などのような抜本的な取り組みを行った結果、入学定員を満たさなかったものの、前年度比127%の入学者数増となった。2025(令和7)年度入学向け学生募集においては、これらの取り組みを継続・充実させた結果、入学者数50名と入学定員を上回る結果となった。2026(令和8)年度入学向け学生募集に向けては、診療放射線学科の新規開設（入学定員40名）に向けた入学者選抜の実施を含め、順調に推移しているところである。

《大学院》

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

大学院では、研究科の教育目的に基づき、以下のアドミッション・ポリシーを定めている。これらの方針は、大学案内や学生募集要項に明記するとともに、資料請求者や受験生に送付して周知を図っている。また、ホームページ等に掲載して公表するとともに、在学生には学生便覧に掲載して周知している。

【大学院アドミッション・ポリシー】

本研究科では、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを実現するために、本学が求める人材をアドミッション・ポリシーとして明示する。

- ① 本学修士課程を履修するに必要な学力および知性を有する者。
- ② 医療安全管理の研究に必要な目的意識と倫理観を備えている者。

- ③ 協調性と責任感を持って医療の質・安全の向上に貢献する意欲のある者。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

大学院の受験資格は、大学を卒業した者のほか、アドミッション・ポリシーに則り、専門学校や短期大学の卒業者であっても、実務経験等を考慮し、大学卒業と同等の能力を有すると本学が個別に認定した者には受験資格を与えている。個別の出願資格審査では、「修学の抱負」として、①これまで行ってきた業務、②入学後に学びたい内容、③大学院修了後の抱負、の3項目について記述した小論文の提出を求め、所定の基準で評価する。また、3年以上の実務経験証明書等の提出書類に基づき書類審査を行い、個別面接を行う。この審査に合格した者は入学者選抜試験（社会人選抜）を受験することができる。

大学院の入学者選抜試験には、一般選抜と社会人選抜がある。社会人選抜は、出願資格を満たし、かつ医療機関等における実務経験が満3年以上ある者が受験することができる。一般選抜の試験科目は小論文、英語、面接であるが、社会人選抜では小論文と面接を重視し、英語は試験科目に採用していない。入学志願者の専門性や職種が広範囲に及ぶため、入学者選抜における小論文・英語の各試験問題については、各々の作問委員会を設け、入試委員を含む各3名が作問・校閲を行っている。また、各試験とも所定の基準項目を設けて評価し、公平性を確保した個別適合性評価に努めている。出願資格審査における書類審査、入試における小論文、英語、面接の各試験は、学長が指名した各3名の採点委員により採点される。採点結果は、入試委員会委員、小論文試験採点委員及び面接試験採点委員等から構成される拡大入試委員会で合議のうえ合否を判定し、学長が決定するとともに、研究科教授会に報告される。合格決定後、合格者1名に対してアドバイザー教員1名を研究科長が指名し、研究指導教員が決定するまでの間、履修科目や研究テーマについての相談に応じるとともに指導・助言を行う。なお、科目等履修希望者については、個別の出願資格審査に準ずる基準を設け、面接を実施して、拡大入試委員会で合議のもとに判定し、科目等履修生として受入れている。

以上のように、アドミッション・ポリシーに沿った適切な入試を実施しており、多様な受験生の学力や資質を判定できるよう制度上の工夫を行い、本学で学ぶ資質を備えた学生の受入れ体制を整えている。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

大学院における2025(令和7)年度以前5年間の学生受入れ数等は、表3-1-2に示すとおりである。

表 3-1-2 医療管理学研究科の入学定員、入学者数、在籍者数等一覧

年 度	2021(令和 3) 年度	2022(令和 4) 年度	2023(令和 5) 年度	2024(令和 6) 年度	2025(令和 7) 年度
入学定員	24 名	24 名	24 名	24 名	48 名
志願者数	20 名	22 名	15 名	14 名	13 名
入学者数	19 名	21 名	15 名	13 名	13 名
入学定員充足率	79.1%	87.5%	62.5	54.2%	27.1%
収容定員	48 名	48 名	48 名	48 名	72 名
在籍者数	43 名	41 名	38 名	28 名	28 名
収容定員充足率	89.6%	85.4%	79.2%	58.3%	38.9%

大学院の学生募集対策においては、教職員が近畿圏を中心に医療機関及び医療職養成機関等への訪問活動を行っている。また、本学が主催する各種研究会、セミナー、及び教員が参加する各種学会等での認知度向上を図るため、積極的に演題を提出しているほか、ホームページについては常にコンテンツを更新して充実を図っている。オープンキャンパスは、定期開催はもとより、参加希望があれば適宜開催し、来学参加又はオンライン参加の何れかの選択制にすることで参加者の利便性に配慮しているほか、個別の相談に丁寧に対応することで、参加者の理解を促している。なお、入学試験の成績や在学時の成績は匿名化したうえで定期的に集計・分析しており、入試制度の評価・検証及び学生募集のための基礎資料として利用している。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本項は、学部と大学院に区分して記述する。

《学部》

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学部では、2021(令和 3)年 4 月の開設以来、学生と教職員の対話を重視した学修支援を行っている。学修支援を主に担当する組織として、教務委員会及び学生・就職委員会を中心に学部教員と事務局が連携して、学生の学修支援に関わる方針を協議・決定するとともに、実施計画を立案し実行する体制を整えている。

教務委員会は、教育課程、教育内容及び方法、成績及び卒業判定、教育指導（国家試験対策含む）、履修指導、学籍等に関わる支援を担当している。履修状況や授業出席状況等、個々の学生に関する情報を把握している事務局が委員会で適宜報告を行い、組織的な支援方を検討するなど、教職協働によるきめ細かな学修支援を実現している。学生・就職委

員会は、奨学支援、課外活動、就職、資格取得、修学支援、学生の福利厚生、学生生活の調査・広報、学生の安全と健康等の支援を担当している。各委員会には、教員及び事務局担当職員（教務及び学生・就職担当）が構成員として参画し、互いの意見を踏まえて組織的な支援方策を検討している。また、年度初めに重点課題等を含む学修支援計画を策定し、委員会で検討・決定された事項は、学長を議長とする学部教授会及び教学部門の最高意思決定機関である大学運営会議に報告・共有されるなど、教職員の提案・企画が反映されやすいボトムアップ型の体制となっている。

3-2-② TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

学部では、学生の学修支援について、以下の取組みを行っている。

1. 入学前教育

入学者選抜方法の多様化を踏まえ、入学予定者の基礎学力の定着、学部の教育内容への興味増進、及び教職員との早期コミュニケーションの促進を目的として、教務委員会と事務局が連携して入学前教育を実施している。主な内容としては、テキストを用いた自宅学習（基礎学力の確認及び復習）のほか、来学型の学習会を実施しており、入学予定者同士のグループワークや医療機器に関連する体験学習を行っている。また、希望者を対象に数学・理科の基礎学力対策学習会を実施している。さらに 2025(令和 7)年度からは、希望者を対象に医療機器関連の企業見学会を実施し、将来の職業イメージの形成を促すことで、入学前の学修意欲向上を図っている。

2. 学年主任制（担任制）

学生支援業務をよりの確かつ効果的に行うために、学年主任制（担任制）を設けている。各学年に 2～3 名の専任教員を配置し、受持ち学生との個人面談を計画的に実施するとともに、学生サポートセンターと連携し、学修・履修指導や学生生活に関する相談、必要に応じた助言を行っている。

また、2025(令和 7)年度より週 1 時間のホームルームを設定し、学年主任と学生が定期的に対面する機会を確保している。これにより、学修状況の把握や進路相談、履修上の課題への早期対応が可能となり、継続的かつきめ細かな支援が強化されている。ホームルーム内では学修習慣の形成を促すオリエンテーションや情報提供も行い、学生が主体的に大学生活を送る基盤づくりを支援している。

3. 新入生及び在学生オリエンテーション

新入生及び在学生が修学・学生生活に関わる重要事項を十分に理解できるよう、新入生に対しては入学直後に、在学生に対しては各学期開始時に、それぞれオリエンテーションを実施している。オリエンテーションは教務委員会が企画し、学年主任及び事務局職員が連携して運営する体制を整えている。

4. オフィスアワー等

学生の学修や学生生活に関する相談に対応するため、全専任教員がオフィスアワーを設

定している。オフィスアワーは、教員名・研究室・曜日・時間帯を記載した一覧表を学内掲示板及び Microsoft Teams を通じて公表し、学生が随時確認できるようにしている。また、オフィスアワー以外の時間帯についても、学生の希望に応じて柔軟に相談に応じる体制を整えている。

5. 休学・退学・学生相談への支援

休学・退学希望者への支援や学生相談への対応については、教務委員会、学生・就職委員会、学年主任及び事務局が連携して行っている。学年主任制（担任制）やオフィスアワーを設けて個人面談等を実施するなど、教職員が連携して学生の状況把握に努めている。また、「学生相談・苦情情報の共有と組織対応のフロー」を作成し、教員・職員間で情報共有することで、組織的で一貫した対応体制を整備している。

6. 学生面談

学生面談は、学年主任が年2回実施し、すべての学生が修学面や学生生活上の悩み・問題を相談できる場を設定している。面談では、学修ポートフォリオや学生面談表を活用した指導を行っている。面談結果は学生・就職委員会で報告され、必要に応じて対応を分担し、教授会での報告を経て学生に告知する体制を整えている。

7. 授業評価アンケート

授業運営の改善及び教育内容の向上を目的に、FD 活動の一環として授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は、集計のうえ FD/SD 委員会で審議し、教授会で共有している。また、学生及び科目担当教員にフィードバックを行うとともに、アンケート結果に基づき全科目担当教員に授業改善報告書の提出を義務付けている。同報告書は、FD/SD 委員会で審議したうえで教授会に報告し、学内掲示板や Microsoft Teams を通じて学生に公表している。

8. 学生生活満足度調査

学生生活全般及び学内施設等に関する満足度を把握するために、学生生活満足度調査を年に1回（10月）実施している。調査結果は、学生・就職委員会に報告されたうえで、関連委員会における改善策の検討や教授会への報告を経て、大学に対する要望への回答とともに学内掲示板や Microsoft Teams を通じて学生に公表している。また、これらのアンケートデータは事務局に蓄積され、IR 活動に活用されている。

9. TA (Teaching Assistant)

TA等の活用については、「滋慶医療科学大学 学生アシスタント規程」（以下、「学生アシスタント規程」という。）に基づき運用体制を整備している。しかし、2025(令和7)年度現在は学生数が少ないこともあり、TA等は採用していない。今後は、専門基礎科目や専門科目の実験・実習科目等において、受講者数や授業内容、担当教員の負担等を考慮しつつ、状況に応じて柔軟に配置を検討していく。

10. 障害学生支援

本学では、「滋慶医療科学大学 障害学生修学支援規程」(以下、「障害学生修学支援規程」という。)に基づき、障害学生の修学を支援する体制を整備している。学生・就職委員会、教員及び事務局(教務・学生支援担当)が連携し、学生本人との面談等を通じて状況を把握し、希望や特性に応じた支援を行っている。2025(令和7)年度からは、障害のある学生に対して個別の支援計画を策定し、その内容に基づく継続的な支援を実施している。また、これまでも重い持病を有する学生に対し、要望に応じた配慮を行ってきた。今後は、障害学生のみならず支援を必要とするすべての学生を対象に、計画的・組織的な支援の枠組みを整備することで、より実効性の高い修学支援体制の構築を進めていく。

施設面では、エレベーター、障害者用トイレ、障害者用駐車場、及び視覚障害者誘導用ブロック(以下、「点字ブロック」という。)等を整備し、バリアフリー環境を確保している。また、「障害学生修学支援規程」に基づき、合理的配慮や支援内容等に関する教職員研修(FD/SD研修)を毎年実施し、教職員の理解促進と支援の質向上に努めている。

《大学院》

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

大学院では、教務委員会や学生生活委員会等が連携して、学生の学修支援に関わる方針の協議・決定、実施計画の立案とそれを実行する体制を整備している。各委員会の構成は、教員及び職員が構成員として参画し、教職協働を推進している。各委員会で検討・決定された事項は、研究科教授会及び大学院運営会議で報告・共有されている。

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

大学院では、学生の学修支援について、以下の取組みを行っている。

1. アドバイザー制

入学試験合格後から入学後の研究指導教員決定までの間、学生の支援を的確かつ効果的に行うため、専任教員によるアドバイザー制を設けている。アドバイザーは、入学試験の合格者に対して各1名の専任教員が担当し、入学前から学生の履修科目の相談や研究課題の設定等について、全面的に支援を行っている。アドバイザー教員の重要な役割は、1年次5月末の研究指導教員届の提出期限までに、学生が研究指導教員を決定できるよう支援し、当該学生に関する情報等を研究指導教員に引継ぐことである。

2. 指導教員制

学生は、修士の学位取得にあたり修士学位論文提出が必須であり、研究指導教員の指導の下で研究を実施する。研究指導は、1名の学生に対して主指導教員と副指導教員の複数指導体制で担当しており、これは多角的な視点から研究指導を行うことを目的としている。研究指導教員は、修士学位論文公聴会まで研究を支援するとともに、その後の学会発表や学術雑誌への論文投稿・採択までサポートする。また、在学中の修学上の相談などにも対応している。研究指導教員を決定するための支援の一環として、入学直後の4月中に全専任教員が指導方法や教育内容を学生に紹介する「教員紹介プログラム」を実施している。

3. 学年担任制

学年ごとに2名の専任教員が担任となり、学生の学修面や生活面等の相談に対応している。また事務局も多様な相談に対応しており、アドバイザー、研究指導教員、担任、及び事務局など多くの受け皿や相談窓口を設けることで、社会人学生の抱える多様な問題に対して多面的に支援している。

4. オリエンテーション

入学時に、オリエンテーション及びアドバイザーによるガイダンスを実施し、また2年次進級前にもオリエンテーションを実施している。これらによって、学生の修学に関わる年間スケジュールや科目履修、修士学位論文提出までの流れ等の全体的な理解が深まるよう取組んでいる。

5. 長期履修制度

学生の勤務状況や家庭事情等に合わせて、最大4年まで在籍可能となる長期履修制度を設けている。学費については、修業年限2年分の納付で在籍が可能である。長期履修の申請は、原則として入学時と1年次の2月としている。

6. 修士学位論文中間報告会

修士学位論文研究については、主指導教員・副指導教員が指導することに加え、2年次7月の修士学位論文中間報告会（以下、「中間報告会」という。）において全専任教員から助言を得ることができる。また、研究の進捗が遅れている場合は、研究科長、教務委員長が研究指導教員と面談し、進捗状況の確認とアドバイスをを行っている。

7. 図書館における学修支援

科目ごとのレポート課題や修士学位論文の作成にあたり、文献検索の方法や文献の引用方法等について、図書館司書が個別に支援を行っている。論文作成におけるソフトの機能活用法なども含め、実践的に支援している。

8. 学生アンケートの活用

FD/SD委員会が実施しているカリキュラム・アンケート（授業評価アンケート）、及び学生生活委員会が実施している学生生活満足度調査（無記名式）等の結果を活用し、学修支援を行っている。アンケート結果は教授会において共有し、学修環境の改善につなげている。また、カリキュラム・アンケート結果は、学生及び科目担当教員にフィードバックし、全科目担当教員に授業改善報告書の提出を求めている。これらのアンケート集計結果及び授業改善報告書は、大学院ホームページ（在学生ページ）で学生に公表している。

9. TA、SA(Student Assistant)等の活用

教育的配慮の下に、学内の講義・実験・実習・演習等の教育的補助業務や研究補助業務にTA等のアシスタントを従事させることにより、教育の充実及び本学学生の教育・研究能力の発展に資することを目的として「学生アシスタント規程」、「滋慶医療科学大学 研究

員規程」を定めている。本学大学院の学生は、ほとんどが社会人として仕事と学業を両立させていることから、現段階では学生アシスタントの採用実績はない。

10. オフィスアワー

オフィスアワー制度を設けており、学生便覧に明記している。授業への質問だけでなく、修学上の相談にも対応している。

11. 障害学生支援

「障害学生修学支援規程」を設け、支援に関する方針を具体的に定めている。障害学生の修学支援は、学生生活委員会で対応しており、障害のある学生から合理的配慮の申請があった際には直ちに合議の場を設け、対応を検討するための体制が整っている。現在本学には障害支援技術及び特別支援教育を専門とする教員が1名在籍しており、学生側のニーズの確認や過重な負担にならない範囲での配慮の実施、及び配慮の合理性の評価について、専門的観点から学生の利益になるようサポートしている。また、教職員に対して合理的配慮や支援内容等に関する研修を毎年実施している。

12. 休学・退学・学生相談への支援

退学希望者、休学者及び留年者に対しては、「学生相談情報の集約と対応のフロー」に基づき個々の学生に合わせた最善の策を講じるよう、研究指導教員、学年担任、及び事務局が連携して支援する体制を整備している。

13. 修了後の支援

研究継続を希望する者は、選考のうえ研究生として在籍可能であり、研究指導教員のもとで学会発表や論文作成等を行っている。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本項は、学部と大学院に区分して記述する。

《学部》

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

学部では、養成人材像を踏まえ、特に「生涯にわたり学んでいく力と変化に対応していく力の涵養」、及び「豊かな教養や医療に携わる者として求められる人間性や倫理観の醸成」を重視している。これらの理念を基盤として、社会人基礎力、基礎学力、及び職業理解や

就業に関する知識・技能を育成することを目的とした科目を、教育課程内に配置している（表 3-3-1）。

表 3-3-1 キャリア教育関連の授業科目

科目名	配当年次	単位	科目区分	主な内容
基礎ゼミ I	1 前	1	必修	文章理解、小レポート作成、グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションの基礎
基礎ゼミ II	1 後	1	必修	文章理解、小レポート作成、グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションの基礎
日本語の表現	1 前	1	選択	日本語表現、文章作成の基礎
クリティカル・シンキング	1 後	2	選択	論理的思考、批判的思考法
キャリアデザイン I	2 前	1	選択	社会で働くことの意義や実際、雇用、労働市場の理解や職業に関する情報収集の方法、自己分析、業界分析、企業分析の方法、自己表現の基本
キャリアデザイン II	3 前	1	選択	社会人マナー等の理解、自己表現、コミュニケーション方法の理解、グループワーク等による協業の理解
情報処理演習 I	1 前	1	必修	情報と社会、IT に係る倫理・マナーやリスクの理解、ワード・エクセル・パワーポイントの技能、ビジネスソフトの活用によるアイデア等の表現
情報処理演習 II	1 後	1	必修	ワード・エクセル・パワーポイントの技能、データベースソフトの基礎、ビジネスソフトの活用によるアイデア等の表現

3-3-② キャリア支援体制の整備

学部では、2025(令和 7)年度よりキャリアセンターを設置し、専属職員による体系的なキャリア支援を開始した。キャリアセンター、学生・就職委員会及び事務局が連携し、学生の進路選択・就職活動を多面的に支援する体制を構築している。

1. 資格取得対策講座

医療科学部臨床工学科は、臨床工学技士の養成課程であり、教育課程における学修に加え、国家資格に関連する各種資格・検定について在学中の取得を推奨し、支援体制を整備している（表 3-3-2）。学修ポートフォリオには、資格取得に関する目標及び達成状況記録欄を設け、学年主任との面談において学生が自身の学修を自己管理できるよう指導している。

2025(令和 7)年度は、代表的なものとして、専任教員による「第 2 種 ME 技術実力検定

試験」の対策講座を実施した。また、臨床工学技士国家試験の受験対策として、滋慶学園グループと連携し、e-learning 教材や模擬試験等を提供した。

表 3-3-2 推奨する資格試験

資格名	主催
第1種ME技術実力検定試験	日本生体医工学会
第2種ME技術実力検定試験	日本生体医工学会
技術英語能力検定 プロフェッショナル・1級・2級・3級	日本技術英語協会
日本医学英語検定試験 3級・4級	日本医学英語教育学会
福祉英語検定試験 3級・4級	医療・福祉英語検定協会
医療情報技士能力検定	日本医療情報学会
IT パスポート試験	情報処理推進機構

2. キャリア支援

学部では、学生が将来の進路を主体的に選択し、卒業後の社会的・職業的自立を確実に達成できるよう、学年進行に応じた体系的なキャリア支援を実施している。キャリアセンター、学生・就職委員会及び事務局が連携し、講義・ガイダンス・個別指導を組合わせた段階的支援体制を整備している。

2年次に対しては、進路指導ガイダンスを実施し、医療機関・企業・大学院進学等の主な進路の概要、就職活動のスケジュールや準備事項、職務内容を説明している。また、職務適性理解と自己分析を促すガイダンスを実施し、学生が自身の特性を踏まえて進路を検討できるよう支援している。さらに、就職活動に向けた基本的心構えをまとめた「就職と進学準備と心得」を配布し、学生が早期段階から進路選択について体系的に理解できるよう支援を行っている。

3年次に対しては、エントリーシート作成・SPI対策・面接対策を体系的に扱う「就職活動実践対策講座」を実施し、就職活動に必要な実践的スキルの習得を図っている。また、臨床実習・企業実習前にマナー講習会を実施するとともに、医療機器関連企業の採用担当者を学内に招き、企業説明会を開催している。加えて、本学園が主催し毎年約300の医療・福祉施設が参加する就職フェアに学生を参加させ、幅広い就職情報を提供している。

4年次に対しては、キャリアセンター、学年主任及び事務局が連携し、学生の進路希望や個別状況に応じたきめ細かな個別支援を行っている。就職・進学活動の進捗状況は教職員間で迅速に共有し、必要に応じて適切なフォローアップを行うことで、学生が円滑に進路決定を行えるよう支援体制を整えている。

《大学院》

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学大学院の学生の多くは、ヘルスケア領域に従事する社会人学生であるため、自らの職業経験に大学院での学業や研究を統合して、キャリア開発を目指すために入学してきている。修了生は、所属機関での医療安全管理者あるいは医療安全管理関連の研修担当者として

して、本学で修得した知識・技能等を発揮しており、看護協会など地域の職能団体や大学等の教育機関において講師として活躍している者もいる。これらを目指す学生に対して、学年担任・研究指導教員・学生生活委員会・事務局等が連携して、キャリア開発の助言・指導を行うとともに、個別の相談や支援を行っている。就職活動等が必要な場合は、本学園が設置する各専門学校のキャリアセンターを利用することも推奨している。

また、大学院の必修科目である「医療セーフティマネジメント学特論」(2単位)及び「医療リスクマネジメント学特論」(2単位)の計4単位の履修証明書を提出することで、医療機関における医療安全管理加算の算定に必要な「医療安全管理者」としての資格要件を満たすことができる。これにより就業先で医療安全管理者として職責を果たし、診療報酬算定が可能となる。そのため、医療現場等で活躍する修了生にとって有益なキャリアとなっている。

さらに、大学院の教育課程は、日本看護協会の認定看護管理者の受験要件にある「看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得」に該当する。学生が、「看護師長以上で3年以上の管理経験」を有していれば、関連科目の履修と看護管理に関連する修士学位論文作成を併せて、修了後に認定看護管理者の認定審査(書類審査・筆記試験)受験資格が得られ、合格すれば認定看護管理者の資格が取得できる。取得を目指す学生には、試験対策や学修計画の相談など、修了後も継続して支援を行っている。なお、認定看護管理者試験では、2015(平成27)年度以降ほぼ毎年複数名が合格している。

3-3-② キャリア支援体制の整備

在学生が自らのキャリアを顧み、修了後のキャリアを視野に入れて計画的に学生生活を送れるよう、学生生活委員会主催で年1回キャリアガイダンスを実施している。具体的には、本学大学院での学修を活かして活躍している修了生を講師に招き、職場での職位・役割の変化、資格取得への取組みなどについて語ってもらっており、学生と修了生が情報交換し、親睦を深めている。また、学生の学修成果を点検・評価するため、入学時・進級時・修了時・修了後に記名式でアンケート調査を実施して結果を分析しており、今後のキャリア支援につながるよう努めている。

以上のように、学生が教育課程修了後に、社会的・職業的により一層自立した活動を行えるよう、様々なキャリア支援を展開している。

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4の自己判定

「基準項目3-4を満たしている。」

(2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本項は、学部と大学院に区分して記述する。

《学部》

3-4-① 学生生活の安定のための支援

学部では、学生が安定した学生生活を送れるように、学生生活支援及び厚生補導に関わる諸活動を学生・就職委員会と事務局が連携して実施している。学生・就職委員会は、奨学支援、就職支援、資格取得支援、福利厚生、安全・健康支援、及び課外活動支援等の事項を取扱い、年間計画を策定して各種支援の充実に取り組んでいる。

学生生活支援について、学部では以下の取組みを行っている。

1. 学生の相談窓口

学生の相談窓口については、事務局が総合的な窓口となり、学生からの多様な相談に対応している。また、学生支援を担う部署として学生サポートセンターを設置しているが、学生数の状況を踏まえて、現時点では事務局を中心に事務的相談を集約し、迅速かつ一貫した対応を図っている。

また、学生の身近な立場で学生生活全般の相談に応じる体制として、専任教員による学年主任制（担任制）を設けている。学年主任は、学年ごとに2～3名の専任教員が担当し、年2回の個人面談を実施して学生の状況把握に努めるとともに、学修ポートフォリオの作成・管理に係るアドバイスも行っている。このほか、授業内容や学生生活に関する自由な相談の場として、全教員がオフィスアワーを設定している。

さらに、学生からの意見・要望を把握するため、学生サポートセンターに意見箱（リクエストカード）を設置し、匿名での要望・提案を可能にしている。また、学生・就職委員会では、年度ごとに学生生活満足度調査を実施し、学生生活の実態や満足度を把握して改善に活用している。

これらの窓口を通じて得られた相談・苦情等の情報は、「学生相談・苦情情報の共有と組織対応のフロー」に基づき、関係委員会及び教職員間で共有され、修学上・学生生活上の課題や不安の解消に向けて全学的な対応を行っている。

2. 経済的支援

経済的支援として、経済的理由により納付が困難な学生に対し、学費の延納・分納制度を設けている。奨学金については、本学は高等教育修学支援新制度の対象校であり、同制度に加えて日本学生支援機構の第1種・第2種貸与奨学金やその他の奨学金制度について、学生便覧、Microsoft Teamsの学生専用ページ、及び学内掲示板等を通じて周知している。また、定期的な説明会開催や受給希望者との面談、申請手続きの個別支援など、きめ細やかなサポートを実施している。加えて、本学独自の奨学金として、本学園の併設校出身者及びその親族を対象とした「大阪滋慶育英会奨学金」を設けており、入学予定者に向けて積極的に周知している。なお、学部が取扱う奨学金等の受給状況は、表3-4-1のとおりである。

表 3-4-1 種類別奨学金等受給状況（学部）

名 称	種 別	2023(令和 5)年度	2024(令和 6)年度	2025(令和 7)年度
日本学生支援機構奨学金 第 1 種	貸与（無利子）	14	19	27
日本学生支援機構奨学金 第 2 種	貸与（有利子）	19	30	42
日本学生支援機構奨学金 給付型	給付	8	16	40
大阪滋慶育英会奨学金（給付型）	給付	2	0	6

3. 課外活動支援

学部では、課外活動を正課教育と並ぶ重要な学修機会と位置づけ、学生の自主的な活動を支援する体制を整備している。2022(令和 4)年度には、学生が主体となる活動組織として校友会を設立し、「滋慶医療科学大学 校友会会則」、「滋慶医療科学大学 役員選挙及び選挙管理委員会に関する運用細則」、「滋慶医療科学大学 クラブ活動に関する運用細則」を定め、組織運営の基盤を構築した。校友会の活動としては、2025(令和 7)年度は、新入生交流会及び総会の開催、並びにスポーツフェスティバル、研修旅行及び学園祭の企画・実施など、多様な交流・行事を実施した。これらの活動を通じて、学生間の交流促進と大学生活の充実を図っている。サークル活動については、2024(令和 6)年度までは 1 団体のみであったが、2025(令和 7)年度は新たに 2 団体が設立され、学生の自主的活動の広がりが見られる。今後もサークル活動の活性化と支援体制のさらなる充実を図っていく。

4. 健康相談・心的支援・生活相談

学生の心身の健康管理については、上述した事項のほか、学校保健安全法に基づき、毎年度全学生を対象とした定期健康診断を実施し、健康状態の把握に努めている。体調不良時の休養や学内での負傷・急病への応急処置は、学内医務室で行っている。医務室利用状況については、表 3-4-2 のとおりである。

表 3-4-2 医務室利用状況（学部）

	2023(令和 5)年度	2024(令和 6)年度	2025(令和 7)年度
利用件数(人)	8	3	8

心理的支援については、本学校舎に隣接し滋慶学園グループが運営する「滋慶トータルサポートセンター新大阪」と連携体制を構築している。同センターには専属カウンセラーが配置され、心理面を中心とする様々な相談に応じている。必要に応じて学生を同センターにつなぐほか、年度当初には相談窓口情報を掲載した案内を全学生に配布し、利用促進を図っている。学内にも相談窓口を設置し、事案発生時の学内外の相談経路を周知している。

ハラスメントの防止については、「ハラスメント防止規程」及び「職員倫理規則」に基づき、人権問題及びハラスメント防止委員会が中心となって対策を講じている。同委員会は、大学院との合同委員会であり、ハラスメント防止のための啓発活動の企画・実施、苦情相談の調査、対処方針の検討、再発防止策の立案等を行っている。学生便覧やオリエンテー

ションでの周知に加えて、教職員・学生を対象とした外部講師によるハラスメント防止研修を毎年大学院との合同で実施している。また、「滋慶医療科学大学 危機管理マニュアル」（以下、「危機管理マニュアル」という。）にはハラスメント対応事例を記載し、教職員に周知している。なお、「ハラスメント防止規程」は学生便覧及びホームページに掲載している。

5. 安全対策・その他のサービス

災害や事故発生時の対策として、全学生が日本国際教育支援協会による学生教育研究災害傷害保険及び付帯賠償責任保険に加入しており、正課・学校行事・通学・課外活動等での事故に対応できる体制を整えている。また、毎年消防避難訓練及び救命講習会を実施し、避難経路の確認、応急手当、及びAED(Automated External Defibrillator)の使用手順の習得を図ることで、防災意識の向上に努めている。

校内での事故や負傷については、医務室において専門スタッフ（医師・看護師資格を有する専任教員）及び事務職員が連携して対応している。今後は、専門スタッフによる迅速な支援提供がより円滑に行えるよう、体制整備を進めていく。

6. 学内施設の利用等

学内には、平日 9 時～20 時、土曜日及び長期休暇中 9 時～17 時で利用可能な自習室を設置している。PC・語学演習室は、平日 9 時～18 時に授業使用しない時間帯は自習利用を認めており、事前申請により 20 時まで利用を延長できる。また、共同で学修・研究・課外活動等を行うための共同学習室を常設し、学生生活の利便性向上に寄与している。加えて、休憩などに利用可能な学生ラウンジを設置している。

また、利便性確保のため、校舎内には無線 LAN(Local Area Network)のアクセスポイントを整備し、インターネット環境を整備しているほか、学生には 1 人 1 台の個人ロッカーを貸与している。

さらに、本学校舎地下 1 階には、学部学生、大学院生、併設専門学校学生、及び教職員が利用できる学生食堂「ジケイれすとらん」を設置し、昼間だけでなく夜間や土日も営業し、学生の利便性向上に努めている。

《大学院》

3-4-① 学生生活の安定のための支援

大学院では、学生が安定した学生生活を送れるよう学生生活委員会が中心となり、事務局と連携して修学支援、経済的支援、就職支援、健康支援等を実施している。

学生生活支援について、大学院では以下の取組みを行っている。

1. 経済的支援

日本学生支援機構の奨学金は、貸与を希望する学生の申請をもとに、本学が定める基準に従って担当教員（アドバイザー又は主指導教員）が面談を行い、学生生活委員会での審議を経て、研究科教授会で推薦を決定している。その他、外国人私費留学生を対象としたロータリー米山奨学会の奨学金制度について、過去 1 名の奨学金受給実績がある。また、

大学独自の奨学金として、本学園の併設校出身者及びその家族を対象とした「大阪滋慶育英会奨学金」を設けている。大学院が取扱う奨学金等の受給状況は、以下のとおりである（表 3-4-3）。2018(平成 30)年度入学生からは専門実践教育訓練給付金制度が適用されており、学費負担の軽減につながっている。

さらに、学費納入については、個々の学生の状況に応じた分割納入制度も整備し、事務局が個別に対応している。研究支援については、修士学位論文作成のために行う研究に対して、研究経費の一部を助成することを目的とした学生の研究費を設けている。

表 3-4-3 種類別奨学金等受給状況（大学院）

名 称	種 別	2023(令和 5)年度	2024(令和 6)年度	2025(令和 7)年度
日本学生支援機構奨学金 第 1 種	貸与（無利子）	0	0	0
日本学生支援機構奨学金 第 2 種	貸与（有利子）	0	0	0
大阪滋慶育英会奨学金（給付型）	給付	1	2	1
専門実践教育訓練給付金	給付	30	20	18

2. 課外活動

本学大学院の学生は、多くが社会人学生であり、本業と学修・研究活動を両立させているため、一般の学部学生のような課外活動を行う時間的余裕がほとんどないが、一部の科目では課外活動として授業時間外に施設見学を実施する取組みを行ってきた。例えば、「患者参加論」では、「患者の気持ちに立ったケア」を実践している大阪府北部の医療機関を見学し、施設の理念・方針を聴く機会を設けていたが、2025(令和 7)年度現在は実施していない。

また、正課外で英語に触れる機会として「English Meeting」を設けており、教務委員会を企画・運営組織として年 3 回、ネイティブの英語講師と本学の教員が連携して実施している。

3. 心身の健康支援

学生の心身の健康管理等については、健康診断受診の有無を把握するとともに、学内に医務室を設置し、担当者を設けている。本学大学院の教員の半数以上は医師・看護師等の医療資格者であり、医務室担当者は医師・看護師の各 2 名を指定している。医務室利用状況については、以下のとおりである（表 3-4-4）。

表 3-4-4 医務室利用状況（大学院）

	2023(令和 5)年度	2024(令和 6)年度	2025(令和 7)年度
利用件数(人)	0	1	1

心理面での支援については、「滋慶トータルサポートセンター新大阪」による対応を大学院でも活用している。さらに学生全員が、日本国際教育支援協会による学生教育研究災害傷害保険及び付帯賠償責任保険に加入しており、正課中、通学途中、及び研究活動に伴う

学外での活動中の事故に対して対応できる体制を整えている。

4. ハラスメントへの対応

ハラスメント防止に関しては、オリエンテーションやホームルームを通じて学生にハラスメントのない学修環境の大切さを伝えるとともに、研究指導教員、アドバイザー、学年担任、「滋慶トータルサポートセンター新大阪」など事案発生時の相談窓口などを繰り返し周知するほか、学生自習室に設置した意見箱を通じて学生からの意見を把握することで、ハラスメントの早期発見に努めている。

また、「ハラスメント防止規程」及び「職員倫理規則」を定め、学部と連携して人権問題及びハラスメント防止委員会の取組みを実践しており、教職員・在学生・修了生を対象に外部講師によるハラスメント防止研修を毎年学部との合同で実施している。

5. 公欠制度

本学大学院の学生は、医療機関等に勤務する社会人が主体となっているため、例えば患者の生命に関わるような緊急業務や、職場における重要な会議等の出席などのために授業に出席できない場合がある。そのため、所属機関の上長の証明をもとに公欠を認める制度（公欠制度）を設けており、学業と勤務を両立できるよう学生の多様性に配慮している。

6. 同窓会活動

2015(平成 27)年 7 月に修了生が自主運営を行う同窓会「滋安会」が発足した。活動内容は、修了生のみならず在学生等を対象とした講演会や勉強会を主体としており、修了生と在学生との交流を深め、在学生の学修や研究活動、職場実践等の支援にも貢献している。

7. 学内施設の利用等

学内には、平日は 8 時 30 分～22 時まで、土曜日や授業・試験等のない日は 8 時 30 分～19 時まで利用可能な自習室を設けている。また、学生が授業の合間や休憩等で利用できるよう学生ロビー(ラウンジ)を常設している。利便性の面では、自習室に IT(Information Technology)機器や個人専用の机やロッカーを整備し、開校時間帯は自由に利用できる環境を整備している。さらに、本学校舎の地下 1 階に学生及び教職員が利用できる学生食堂「ジケイレすとらん」を設置しており、夜間や土曜日にも利用可能である。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学の校地面積は3,392㎡（校舎等敷地1,473㎡、屋外運動場敷地1,919㎡）、校舎面積は6,864㎡である。校舎面積の内訳は、講義室・演習室978㎡、実験室・実習室1,228㎡、研究室635㎡、図書館450㎡、管理関係・その他3,573㎡である。これらは、大学設置基準及び大学院設置基準を満たすよう整備されている。

校地は、新大阪キャンパス及び豊中キャンパスで構成されている。新大阪キャンパスは、JR 新大阪駅のすぐ北側に立地する本学園合同校舎（以下、「主校舎」という。）を主な校舎とし、その隣接地に本学園が併設する専門学校 2 校（大阪ハイテクノロジー専門学校、大阪保健福祉専門学校）とその実習室等を共用している。いずれも新大阪駅から至近であり、交通の便は極めて至便である。豊中キャンパスの運動場については、本学園が併設する大阪医療看護専門学校と共用している。主となる新大阪キャンパスについて、主校舎は11階建てとなっており、地階及び1階の一部を除き本学の専用フロアとなっている。通常は、主に学部が2階～7階のフロア、大学院が8階～11階のフロアを使用している。

本学は、学部・大学院ともに教育・研究活動を行うために必要となる講義室、演習室、実習・実験室等を整備し、施設及び設備の充実に努めている。学部については、収容定員に見合う所要の広さ及び数の講義室、演習室、実習室を確保している。これら実習室のうち、臨床工学技士関係の授業に必要な3つの実習室（基礎医学実習室、基礎工学実習室、臨床工学実習室）は、本学園併設の大阪ハイテクノロジー専門学校と共用しているほか、体育実習室を併設の大阪保健福祉専門学校との共用部とし、授業の一部で使用している。特に基礎医学実習室、基礎工学実習室及び臨床工学実習室における器具等の整備は、従来からのものに加え、学部開設を機により幅広く高度な実習に対応し得る器具等を新たに整備した。

学部は、臨床工学科の教育課程において、病院における臨床実習を必修科目として組み入れており、医療機器関連企業における企業実習も選択科目として設けている。学外の実習施設については、49の病院、15の企業から実習生受入れの承諾を得ている。これらの実習科目はいずれも3年次の配当科目として実施しており、実施に際しては教務委員会委員及び実習指導教員で構成される臨床実習対策小委員会を中心に検討を行い、実習施設と細部にわたる事前調整を行うなど、適切に実習を行える体制を整備している。

学部が主に利用する2階～7階には、PC端末53台を備えたPC・語学演習室を整備している。また、利用頻度の高い講義室及びPC・語学演習室には据置型のプロジェクターを設置し、その他の講義室や演習室には可動型プロジェクターを配備することで、授業形態に応じた柔軟なICT活用を可能としている。このほか、学生が休息・交流等に利用できる学生ラウンジ（2室）、自習室、共同学習室、医務室、及び学生サポートセンターのほか、更衣室兼ロッカー室を整備している。

大学院においては、オンライン授業と視聴覚大講義室等での対面授業を併用し、収容人数や授業目的に応じて講義室を柔軟に選択できる体制を整備している。また、統計分析ソフトを完備した情報処理室、演習や打合せ等に活用できる一般実験・実習室、図書館、心理学実験・実習室、及び人間工学実験・実習室を整備し、大学院教育を支える専門的な学修・研究環境を提供している。自習室には学生1名につきパーテーションで仕切られた専用

机(PC電源付)と専用ロッカーを設置しており、快適な自習環境を整備している。さらに、自習室に隣接して学生ロビーを設置し、休憩や談笑等に利用できるスペースを確保している。

教員の研究環境については、学部・大学院ともに全専任教員に個室の研究室を割当て、教育・研究活動及び学生指導を適切に行うための体制を整備している。

学内のICT環境については、教職員専用のネットワークに対して必要なセキュリティ対策を講じるとともに、学生を含め学内で利用可能な無線LANを構築している。また、「滋慶医療科学大学 情報処理室利用規程」を定め、学生及び教職員が必要に応じて大学院の情報処理室を利用できるようにしている。このほか、「滋慶医療科学大学 情報セキュリティ対策基本方針」(以下、「情報セキュリティ対策基本方針」という。)に基づき、教職員及び学生のセキュリティ意識向上を目的とした「滋慶医療科学大学 情報セキュリティハンドブック」(教職員用/学生用)(以下、「情報セキュリティハンドブック」という。)を作成し、周知している。加えて、2025年度には「滋慶医療科学大学 生成AI利活用におけるガイドライン」(教職員用/学生用)(以下、「生成AI利活用におけるガイドライン」という。)を策定・周知し、教育・研究活動における適切なAI利活用の促進を図っている。

3-5-② 図書館の有効活用

本学では、7階及び8階の2つのフロアに図書館を整備している。7階図書館(以下、「学部図書館」という。)には主に学部関連の蔵書を、8階図書館(以下、「大学院図書館」という。)には主に大学院関連の蔵書を整備している。また、「滋慶医療科学大学 図書委員会規程」、「滋慶医療科学大学 医療科学部 図書館利用規程」及び「滋慶医療科学大学 大学院 図書館利用規程」を定め、図書委員会を組織している。図書委員会は、図書館の運営に関する必要な事項を協議するほか、大学院生を主な対象とした文献検索方法等に関する研修等の企画・運営などを行っている。

図書館で稼働している図書館システムは、クラウド型システムを導入している。図書館システムは、両図書館で連携させており、利用者がOPAC(Online Public Access Catalog)により、図書館内外から迅速に本学図書館の蔵書検索を行える環境を整えている。NACSIS-CAT/ILL(目録所在情報サービス/相互貸借サービス)にも加盟し、総合目録データベースの構築及び他機関との相互協力を積極的に進めている。また、国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を通して、国立国会図書館所蔵のデジタル化資料を利用できる体制を整備している。

図書館資料の収集については、収書方針に基づく選書により資料の整備・充実を図っている。本学は医療系の大学・大学院であることから、医療系の電子ジャーナルや各種データベースを充実させている。電子ジャーナルは、図書委員会において利用統計等に基づき例年見直しを図り、教育・研究上の目的、ニーズに合った最新の情報を学生・教職員に提供している。図書館の電子資料は、無線LANにより、学内のどこからでも効率よく入手できる環境を整えている。特に大学院においては、仕事と学業の両立等に配慮して、勤務時間後の図書館資料の利用を可能にするため、自宅など学外からも電子ジャーナルや各種データベースを利用することが可能である。また、リンクリゾルバーを導入し、データベース検索から電子ジャーナル本文閲覧、及び文献複写申込みまでワンストップのサービス提

供を実現している。学部図書館及び大学院図書館は、それぞれ学部・大学院の利用者に配慮した蔵書構築を図っているが、利用者は必要に応じてどちらの図書館の資料も利用可能である。

1) 表 3-5-1 図書館資料の所蔵数 (2025(令和 7)年 11 月現在)

図書の冊数 (冊)	学術雑誌 (種)		電子ジャーナル (種)
	国内誌	外国誌	
17,527	556	204	9,790

※ 学部・大学院の両図書館蔵書冊数の合計

2) 表 3-5-2 データベース・電子ジャーナルリスト

データベース名 (同時アクセス数)	医中誌 web (無制限)、 JDreamIII (2)、 メディカルオンライン (無制限)、 最新看護索引 web (1)、 MEDLINE with Full Text (無制限)、 CINAHL Complete (無制限)、 APAPsycINFO (無制限)、 ERIC (無制限)
ジャーナル名 (誌数)	メディカルファインダー (17)、 メディカルオンライン (1,700)、 JSTOR Collection I,IV,VI, LifeSciences (620)、 SpringerNatureLink (2,100)、 Taylor&Francis Online (1,900)、 Sage Premier (1,000)

3) 表3-5-3 電子ジャーナルタイトル契約数 (当該年度含む6年分)

年度	タイトル数	年度	タイトル数
2020(令和2)年度	9,181	2023(令和 5)年度	9,673
2021(令和3)年度	9,374	2024(令和 6)年度	9,710
2022(令和4)年度	9,391	2025(令和 7)年度	9,790

<学部の利用等>

2021(令和3)年の学部開設に際して学部図書館を整備し、大学における図書館機能を拡大・整備した。開設時には、臨床工学に関連する諸分野をはじめとした図書を整備し、現在6,396冊 (和書5,795冊、洋書519冊、視聴覚資料82本) の蔵書を有している。また雑誌は、現在58種 (国内誌52種、外国誌6種) を置いている。大学院図書館が提供する電子ジャーナルや各種データベースについては、学部学生も図書館内外から利用することができ、初年次から上級年次に至るまで、段階に応じた資料提供が可能となるよう整備している。

学部図書館は、原則として平日20時まで開館しており、授業時間外も利用できるよう配慮している。閲覧席は66席設置し、無線LAN環境を整えてPCの持込み利用を可能としているほか、ノートPCの貸出しも行っている。

学部学生の図書館利用に関しては、入学直後のオリエンテーションの場で説明するほか、初年次教育の一環として図書館資料の利用方法についてのガイダンスを行っており、図書館の利用を通じた学修がスムーズに開始できるよう配慮している。また、国家試験、各種資格試験対策や、キャリア支援のコーナーを設けるなど、学部学生の学びの特性に沿った支援を行い、自発的な学修の場となるよう学修支援環境を提供している。

<大学院の利用等>

大学院図書館は、原則として平日21時まで、土曜日は18時まで開館し、閲覧席には17席のキャレルデスク（個人用閲覧席）を設置している。また、学生や教職員は図書館に来館することなく、学内外から電子ジャーナルや各種データベースの利用、蔵書検索を行うことが可能である。図書館の利用方法等については、入学時にオリエンテーションを行うほか、論文の検索や文献の入手方法等に関する研修をハイブリッド（対面・オンライン）形式で実施するとともに、学生からの希望に応じて随時ガイダンスの機会を設け、専任司書が個別に支援を行っている。このほか、図書館に来館しにくい学生や勤務時間後に図書館の利用を望む学生のために、電話、電子メール、オンラインレファレンス等で相談を受け、1年を通して多様な形式で遠隔支援を提供している。

また、教員や学生・修了生が執筆し、学術雑誌等に掲載された論文や全国の病院が公開している医療事故調査報告書（1999(平成11)年以降）を収集・ファイリングし、専用コーナーを設けて閲覧に供している。さらに、認定看護管理者資格取得を目指す学生には、関連する日本看護協会指定テキストや参考書等を配架して学修を支援している。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

本学の施設・設備は、バリアフリーに対応しており、校舎入口から段差なくエレベーターを使用できる環境を整備し、エレベーター（2基）を使用して校舎内を移動できるようになっている。校舎内には、障害者用トイレ、障害者用駐車場、及び点字ブロック等を設置しており、各フロアに段差はなく、車いす等でも移動が可能である。また、「障害学生修学支援規程」を定め、所管委員会と連携して障害学生の要望等に応じて施設・設備の整備を図る体制を整えている。このほか、主校舎内のすべてのトイレに温水洗浄便座付トイレを設置するなど、利便性の向上に向けて充実を図っている。

主校舎は、2006(平成18)年に竣工した建物で制振構造となっており、耐震化率は100%である。校舎全体のメンテナンス管理については、本学園が業者との間で業務委託契約を締結しており、設備点検や清掃、廃棄物処理等の業務を委託している。学内の警備については警備業者に委託し、学内行事等のない日曜・祝日を除き警備員が警備を行うほか、平日の昼間は教職員による声掛け等により、事件・事故の未然防止に努めている。災害対策等については、「学校法人大阪滋慶学園 リスク管理基本規程」（以下、「法人 リスク管理基本規程」という。）、「滋慶医療科学大学 危機管理規程」（以下、「危機管理規程」という。）、「危機管理マニュアル」、「滋慶医療科学大学 防火・防災管理規程」（以下、「防火・防災管理規程」という。）を定めるとともに、「滋慶医療科学大学 消防計画」（以下、「消防計画」という。）を策定し、毎年消防避難訓練を実施している。また、本学施設の使用・貸出しについて、「滋慶医療科学大学 施設管理規程」を定め、適正に管理している。

【基準3の自己評価】

本項では、学部、大学院、共通に区分して記述する。

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

《学部》

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーをホームページ等で公表し、同ポリシーの趣旨を踏まえつつ、入試種別ごとに様々な選考方法を設定し、多様な人材の確保を企図して取り組んでいる。2025(令和7)年度入学者選抜では、入学定員を超える入学生を確保でき、また2026(令和8)年度入学者選抜においても、2学科ともに入学定員を満たす入学生を確保できる見込みである。入学者選抜に関して、現在の好調な状況の要因としては、上述した取組み(体制充実、HPやSNSの取組み推進、オープンキャンパスを含む各種イベントの充実、高校との連携強化など)が複合的に影響していると考えられるが、特に小規模な大学としてこれらの取組みを高校生及び保護者並びに高校の視点にも留意しつつ教職員が一体となって丁寧に対応していくことが重要であると認識している。

学修支援については、教務委員会及び学生・就職委員会を中心に、教育課程の運営、履修指導、学生生活支援、及び就職支援等に関する方針の協議・決定と実施を一体的に進める仕組みを確立しており、教職協働による学生支援を組織的に行っている。また、入学前教育、オリエンテーション、学年主任制(担任制)、学生面談、及び各種アンケートの実施・分析等を通じた支援を行っている。

キャリア支援については、教育課程内外において体系的なキャリア支援体制を整備しており、学年段階に応じたガイダンスや講座、個別指導を組合わせた支援により、学生が早期から進路意識を醸成し、主体的にキャリア形成に取り組む機会が確保されている。また、2025(令和7)年度よりキャリアセンターを設置し、キャリア支援を専門的かつ継続的に実施する体制が整い、従来の支援をさらに強化する基盤が構築された。これにより、学生一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援が可能となり、キャリア支援の質向上が期待できる。

学生生活支援については、学生が安心して相談・支援を受けられるよう、事務局による学生サポート、学年主任制(担任制)及びオフィスアワーなど、多面的な相談体制を整備している。心理的支援については、隣接するカウンセリング機関「滋慶トータルサポートセンター新大阪」と連携し、心理面の支援を含む外部の専門窓口へ円滑につなぐ体制を整えている。また、学生生活満足度調査や意見箱(リクエストカード)を通じて学生の声を継続的に把握し、学内環境の整備やサービス向上に反映させている。

《大学院》

学生の受入れについては、入学者の多くが医療国家資格を持って働く中堅以上の医療職者であることを踏まえ、近畿圏を中心に医療機関や医療職養成機関等への訪問活動を行うほか、ホームページの充実やオープンキャンパスでの柔軟な対応等を通じて、入学者の確保に努めている。

学修支援については、教職協働による学修支援体制を整備しており、アドバイザー制・指導教員制・学年担任制の三層構造により、入学前から修了後まで継続的な学修支援を行

っている。また、全専任教員から助言を得られる中間報告会、図書館司書による文献検索支援、及び障害学生への合理的配慮など、個々の学生の状況に応じた学修支援を実施している。さらに FD/SD 委員会における活発な研修活動及び学生生活委員会が実施する各種アンケート調査を通じて、学生の実態や意見を教育改善に反映させる仕組みが機能している。

キャリア支援については、学年担任・研究指導教員・学生生活委員会・事務局が連携し、キャリア開発に関する助言や個別相談に対応している。キャリアガイダンスは、在学生にとって、修了生の経験談を聴くことで自己のキャリアについて考える契機となるとともに、修了生との親睦を図る貴重な機会となっている。また、就職活動等が必要な場合には、本学園併設専門学校キャリアセンターの活用を推奨し、社会人学生の多様なキャリア形成を支援している。

学生サービスについては、社会人学生が多数在籍するという特色を踏まえ、社会人学生に配慮した公欠制度を設け、学業と勤務を両立できるよう柔軟に対応している。また、学費の分割納入制度、日本学生支援機構奨学金や大学独自の奨学金、及び専門実践教育訓練給付金の適用など、経済的支援も充実させている。さらに、医務室の設置、心理支援機関の活用、学生保険加入などによる心身の健康支援、及び同窓会活動など学生同士の交流促進にも取り組んでいる。

《共通》

ハラスメントについては、教職員・在学生・修了生を対象に外部講師によるハラスメント防止研修を毎年学部・大学院合同で実施している。研修テーマも医療現場のハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、内容を変えて実施しており、ハラスメントに対する意識及び知識は蓄積されてきている。

学修環境については、大学設置基準・大学院設置基準等を満たす教育・研究に必要な施設・設備を整備しており、バリアフリーにも配慮している。学部では、PC・語学演習室や各種実習室の整備により実践的学修環境の充実を図っており、大学院では統計分析ソフト等を備えた情報処理室の整備などにより、高度な研究環境を提供している。また、無線 LAN の整備や情報セキュリティ教育の取り組みが学修支援に寄与している。

図書館に関しては、特に大学院生の仕事と学業の両立等に配慮して、電子ジャーナルや各種データベースは自宅等学外からの利用を可能としている。開館時間については、学部図書館は学生の自習等の便宜を図る観点から原則平日 20 時までとし、大学院図書館は勤務時間後の図書館利用を望む大学院生のために原則平日 21 時、土曜日 18 時までとしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

《学部》

学生の受入れについては、2026(令和 8)年度入試において、初めて診療放射線学科を含む 2 学科に係る入試を実施する中で、選抜方法の種類、具体的な選考方法、採点基準のあり方、及び入学歩留まりの判断など、諸般の課題が出てきている。この点については、入学後における学修状況・成績と入試の種類・成績との関係性の分析及び評価等とも関連付

けつつ、入試制度の改善につなげていくことが必要である。また、今後引続き高校生数の減少が進展していく中で、2027(令和 9)年度以降の入試における入学定員を満たす学生確保が継続的に図られるよう広報活動に尽力していく必要がある。

学修支援については、「学生アシスタント規程」を定めているが、学生数が少ないこともあり、現状では TA を採用していない。今後は学生数の増加が見込まれることから、実験・実習科目等における TA 活用を含む授業支援策の検討が必要である。

キャリア支援については、教育課程内に設置しているキャリア教育科目について、オリエンテーション等で重要性を説明しているものの、履修者数が十分でないことが課題である。また、3年次の進路指導ガイダンス(全3回)についても参加者が少なく、学生への周知や参加意識の醸成が不十分であることが確認された。これらは、キャリア形成に関する学修機会の活用が十分でないことを示しており、教育課程上の位置づけ及び学生への動機づけの方法に見直しが必要である。加えて、2025(令和 7)年度にキャリアセンターを設置して専属職員を配置しているが、学生の増加に伴い支援人員及び体制ともにその充実が求められる。

学生生活支援に関しては、課外活動支援について、学生の活動意欲は高いが、校舎・校地等の制約により新規団体の立上げや活動場所の確保が困難な状況であることから、施設・設備面での支援拡充が課題となっている。また、学内施設の利用環境については、2026(令和 8)年度の診療放射線学科設置に伴う学生数の増加を見据えると、学生ラウンジや食堂等の学内施設では現状でも混雑が発生する時間帯があることから、利用環境の改善やスペース確保、運用方法の見直しが必要となっている。

《大学院》

学生の受入れについては、2023(令和 5)年度以降、入学志願者が業務量の増加及び職場との調整困難等を理由に受験を断念する事例が複数あること、並びに 2025(令和 7)年度から入学定員を 48 名に増員したことなどもあり、入学定員充足率が極めて低い状況であることから、学生確保に向けた抜本的な取り組みが必要である。

学修支援については、TA 制度は整備されているものの、大学院では学生の多くが社会人であるため採用実績はなく、教育補助活動の経験機会を十分に提供できていない状況にある。また、学修支援体制や相談窓口は多層的に整備されているが、担当者間の情報共有や学生への周知方法について一層の効率化が求められる。さらに、学生の多様化が進む中で、修学支援や研究指導の在り方について、より一層の体系化・可視化が必要である。

キャリア支援については、一定の成果が見られるものの、アンケート調査によるデータが蓄積され始めた段階であり、分析結果を教育改善やキャリア支援に十分に反映できていない。大学院生が多様なキャリアパスを主体的に選択できるよう、情報提供や相談体制のさらなる充実が求められる。また、在学生や修了生とのネットワークの強化、キャリアに関する継続的支援体制の体系化が課題である。

学生サービスについては、学生の多様性に配慮した対応の難しさが課題として挙げられる。学生は社会人が多数を占め、遠方から通学する学生も在籍しており、時間的制約が大きいことから、課外活動や学外における学修機会を十分に確保できない状況がみられる。学生からの相談内容が多様化する中で、限られた時間で迅速に対応することが求められる。

《共通》

ハラスメントについては、相談窓口の設置や教職員・在学生等を対象としたハラスメント防止研修を実施しているが、ハラスメントに係る相談件数は例年ほぼない状況である。実態との乖離がないか調査することも含め、相談件数を適切に把握するために取組んでいく必要がある。

学修環境に関しては、本学の設備及び ICT 環境は着実に整備が進んでいるものの、学修成果や利用状況を把握・評価する枠組みについて、今後さらなる整理及び充実が必要である。また、クラウドストレージを中心とした情報共有環境は概ね整備されているものの、その運用・活用方法に部局間で差がみられることから、より円滑で安全な運用に向けた共通方針や研修体制の構築が、今後の検討課題である。

図書館については、学部図書館は、学外からの利用促進のための対策の充実や、学部関連の専門書だけでなく大学生に必要な一般教養図書及び新聞（データベース）の充実が課題となっている。大学院図書館は、開設から 15 年を経過し図書設備の劣化等がみられており、それを踏まえた対応が課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

《学部》

学生の受入れに関しては、入試制度のあり方や広報活動の実施計画について、入試・広報委員会を中心として鋭意検討を進めており、2027(令和 9)年度入試に向けては 2025(令和 7)年度内に結論を得るよう進めている。

学修支援に関しては、TA の活用などの授業支援策について、学生数が増えるに連れて、特に実験・実習科目は機材の準備・片付けを含むよりきめ細やかな授業運営が求められることから、具体的な対策について検討していく。

キャリア支援に関しては、教育課程の見直しを進め、2026(令和 8)年度より 1 年次必修科目としてキャリア教育科目を新設する予定である。また、既存のキャリア支援プログラムについても内容や実施方法の改善を図り、学生の参加を促進する仕組みを整備するとともに、ガイダンスや講座の意義がより明確に伝わるよう情報提供の工夫を図る。キャリアセンターについては、今後、既存組織との関係を踏まえつつ、その役割・機能を明確化かつ強化していくべく、取組みを進めていく。

学生生活支援に関しては、課外活動支援及び学内施設の利用環境について、2026(令和 8)年度からの診療放射線学科設置による学生数増加を踏まえ、活動場所の確保や設備面の支援のあり方を検討するとともに、施設利用状況の把握や学生意見の収集を継続しつつ、教員・事務局が連携して全学的な視点から改善策を検討し、段階的に実施していく。

《大学院》

学生の受入れに関しては、定員充足に向けて教育・研究の方向性及び内容、並びに教員の教育・研究の質等について、医療機関をはじめ関連する教育機関・企業・団体などに広くアピールし、学部広報とも連携して学生募集の改善を図っていく。

学修支援については、TA 制度の実質的運用に向け、社会人学生や研究生であっても教育的補助業務や研究補助業務に従事できる仕組みづくりを進める。また、教員・職員・ア

ドバイザー・学年担任間の連携を高めるため、学生支援に関する情報共有のデジタル化を推進し、支援の継続性向上を図る。さらに、障害学生支援に関する教職員研修の継続的实施により、学修支援体制の質的向上を図る。加えて、引続き FD/SD 委員会及び学生生活委員会が実施する調査の結果を活用し、教務委員会を中心にカリキュラムの改善、指導体制の充実及び学修支援の強化を図っていく。

キャリア支援については、社会人学生の特性を踏まえたキャリア支援体制をさらに発展させ、入学時オリエンテーションやガイダンスでキャリア開発の重要性を説明し、個別相談を通じて継続的な支援を行う。さらに、大学院同窓会組織との連携など、修了生とのネットワーク強化を図り、在学生・修了生双方にとって実効性のあるキャリア支援体制を構築していく予定である。

学生サービスについては、今後、社会人学生のみならず留学生や障害学生支援など、学生の多様性に配慮した支援体制の整備を進める。学生相談業務については、専門性のある担当職員の配置や相談体制の強化を図り、社会人学生や留学生等の多様なニーズに迅速に対応できる仕組みを構築していく。

《共通》

ハラスメントについては、ハラスメントに関する状況や件数の適切な把握に向けて、無記名式アンケート調査の実施等を検討していく。

学修環境に関しては、本学の設備及び ICT 環境について、クラウドストレージを含む情報共有環境に関する運用ルールの共通化に向けた協議を段階的に進めている。今後は、ゼロトラストセキュリティの導入をはじめとするネットワークセキュリティの高度化について、さらなる検討を進めていく。

図書館については、学内外からの利用を促進するための電子図書館サービス機能の充実、学部図書館における一般教養図書等の購入促進、及び大学院図書館における書架の狭隘化への対策等を検討していく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本項は、学部と大学院に区分して記述する。

《学部》

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

学部では、「本学学則」第 2 条及び第 6 条第 3 項に定める大学及び医療科学部臨床工学科の目的や養成人材像を踏まえ、医療科学部のディプロマ・ポリシーを以下のとおり策定している。ディプロマ・ポリシーは、本学ホームページ、大学案内及び学生便覧に掲載するとともに、学生に対しては入学時のオリエンテーションで説明している。さらに、臨床工学関連科目の授業内でも取上げ、学修との関連を示すことで、学生への周知と理解促進を図っている。

【学部ディプロマ・ポリシー】

① 態度・志向性

自主的・自立的な姿勢を有し、諸般の課題に対し必要と認めることを実行する積極性とともに、計画性・継続性を持って粘り強くやり遂げる素養を有している。また、自らが関わりあう様々な社会の中で、修得した能力を生かし社会に貢献していく意欲及びそのための素養を有している。

② 人間性

他者に対し思いやりをもって接することができるとともに、医療に携わる者として、いのちの尊厳を理解し、ふさわしい倫理観・責任感を有している。

③ コミュニケーション力・協働する力

多様な価値観や視点・考え方があることを理解し、他者の意見等を傾聴する力及び自己の意見等を発信する力を適切に発揮することができ、様々な関係者と協働しながら課題等に対処していく能力を有している。

④ 教養や探究心

広く社会の動向に関心を持つとともに、幅広い教養・知識や専門分野に止まらない知的探究心を有し、広い視野、中長期的視点から事象を捉える能力を有している。

⑤ 様々なリテラシーと論理的思考力

研究活動やプレゼンテーション等に必要水準の言語能力、統計及び IT に係る一定水準のリテラシー、情報の適切な収集・整理・分析能力を有している。また、論理的・批判的に物事を捉え思考することができる。

⑥ 専門分野の基礎となる分野の知識等

専門分野を理解し、円滑に学修を進めるために必要な基盤となる学問分野である理工学及び医学分野の基礎を十分に修得している。加えて、これをもって、発展的分野・周辺分野等に関する理解促進や一層の学修を図るための基盤となる素養を備えている。

⑦ 専門分野の知識と技能

専門分野に係る知識と技能について、十分に修得が図られており、医療等の現場を想定した場面での活躍を期待できる能力を有している。

⑧ 諸々の能力等を総合的に生かす力

他項目に挙げた様々な能力等を適切に駆使し総合的に生かすことにより発揮される能力の基盤を有している。特に、現場において様々な課題を解決していく能力（課題解決力）、また、生涯にわたり探究心をもって新しい知識や技能を学んでいくことのできる能力（生涯学習力）、さらに、専門分野の周辺分野の知識や実践力などを修得・活用することにより様々な変化する社会の中での的確に対応していくことのできる能力（変化対応力）の基盤となる素養を有している。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

学部では、ディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準を体系的に整備し、「本学学則」第2章・第3章・第4章、「滋慶医療科学大学 医療科学部 履修規程」（以下、「学部 履修規程」という。）第2章・第6章・第9章・第10章、及び「滋慶医療科学大学 学位規程」において明確に規定している。これらの基準及び関連規程は、学生便覧及び本学ホームページに掲載し、入学時オリエンテーションを通じて学生に周知している。

単位認定及び成績評価においても、ディプロマ・ポリシーとの整合性を踏まえた厳正な運用を行っている。学部の単位計算方法と単位認定事項は、「本学学則」及び学生便覧に明示しており、成績はA（100～90点）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（69～60点）、E（60点未満）、X（評価不能）の6段階により評価し、A～Dを合格、E及びXを不合格としている。各授業科目の成績評価基準及び評価方法はシラバスに明記し、ディプロマ・ポリシーとの関係性、学修到達目標、評価方法・基準、さらに参加態度・試験・レポート・プレゼンテーション・小テスト等の割合を明示している。

単位認定は、「本学学則」第16条から第19条に規定する単位認定基準及びシラバスの評価基準に基づき、厳正に実施している。また、GPA制度については、「本学学則」第17条第3項及び「学部 履修規程」第17条に規定し、学生便覧にも掲載している。GPAの計算式は、次のとおりである。

$$\text{GPA} = [(\text{科目の単位数}) \times (\text{当該科目のGP})] \text{の総和} \div \text{登録科目の総単位数}$$

算出された GPA は、学期末に学生へ配付する成績通知票に記載するとともに、学年主任による個人面談での学修・履修指導及び奨学金の選考等における基礎資料として活用し

ており、学生の学修状況を客観的に把握する指標として機能している。

《大学院》

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

大学院では、教育目的を踏まえた以下のディプロマ・ポリシーを策定し、大学案内、学生便覧及びホームページ等で学内外へ公表し、周知を図っている。

【大学院ディプロマ・ポリシー】

本研究科では、この使命・教育目標を実現するために、卒業時に求められる能力（達成目標）をディプロマ・ポリシーとして明示する。所定期間の在学、必要単位の修得、審査試験の合格、などの基準を満たし、ディプロマ・ポリシーに示す能力を身につけた学生に学位を授与する。

- ① 医療の質・安全に関する幅広い専門知識を身につけ、それを活用できる。
- ② 自ら課題と到達目標を設定し、国際的な視野を持って研究を遂行できる。
- ③ 医療安全管理の研究と実践を担うために必要な高度な倫理観を備えている。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準等については、「大学院学則」第2章及び第3章、「滋慶医療科学大学大学院 履修等に関する規程」（以下、「履修等に関する規程」という。）、及び「滋慶医療科学大学大学院 学位規程」（以下、「大学院 学位規程」という。）に規定している。これらの規程を含む各基準に係る資料は、学生便覧及び大学院ホームページに掲載するとともに、オリエンテーション等を通じて学生に周知している。また、全科目のシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーとの関連、到達目標、授業計画、及び評価方法を明示し、学生に周知している。

単位認定基準及び修了認定基準等は、「大学院学則」、「履修等に関する規程」、学生便覧等に明示している。各科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーとの関係性ととも、それを踏まえた到達目標、成績評価基準、及び評価方法を明示しており、シラバスの記載内容に準拠した厳正な単位認定を行っている。

また、厳格かつ透明性のある学修評価の実施及び学生の能動的学修活動と教員等による確かな学修指導を推進することを目的として、「滋慶医療科学大学大学院 GPA 制度に関する規程」（以下、「大学院 GPA 制度に関する規程」という。）を整備して、GPA 制度を運用している。

修了認定については、「大学院学則」等のほか、「滋慶医療科学大学 研究倫理規程」（以下、「研究倫理規程」という。）を遵守した修士学位論文研究であり、かつ「滋慶医療科学大学大学院 研究倫理委員会規程」、「修士学位論文等の作成要綱」、「修士学位論文の学位審査に関する指針」に準拠しているかどうかを、研究活動評価票等を活用して厳正に審査している。

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本項は、学部と大学院に区分して記述する。

《学部》

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

「本学学則」第 2 条及び第 6 条第 3 項に定める大学及び学科の教育目的、並びにディプロマ・ポリシーを踏まえ、医療科学部（臨床工学科）のカリキュラム・ポリシーを以下のとおり策定している。また、「本学学則」第 11 条に規定する「教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、体系的に教育課程を編成する」という方針に則り、カリキュラムを編成している。

学部のカリキュラム・ポリシーは、学生便覧や大学案内、本学ホームページに掲載するとともに、学生に対しては入学時や学期初めのオリエンテーションを通じて説明を行っている。

【学部カリキュラム・ポリシー】

《教育内容》

① 社会で活躍するための基礎的な能力及び医療従事者に求められる人間性の涵養

社会で活躍するために必要とされる自主性・自立性、計画性・継続性、コミュニケーション力や協働する力、統計や I T などの基礎的リテラシー、論理的思考力などのほか、幅広い視野、中長期的な視点等の土台となる様々な教養などを学び、あるいは様々な学びの中で身に付けていく。また、豊かな人間性の涵養、特に医療に従事する者として重要な他者を理解し思いやる人間性や倫理観を学んでいく。

このため授業科目として、基礎科目の区分において、導入科目としての基礎ゼミ、語学科目、キャリア系科目や情報処理演習科目を置くほか、「医療と倫理」をはじめとする人文・社会学系科目の科目を置き、これらの学修によりその基盤を養成するとともに、専門教育や発展科目の学修を行う中で、より実践的、発展的に修得していく。

② 理工学及び医学分野の基礎の修得

専門分野の学修に必要な基礎的な知識・技術の修得という観点とともに、将来にわたり臨床工学分野及び周辺分野の新たな知識や技術を学んでいく素養の涵養という観点から、臨床工学技士に必要なとされる医学、理工学の基礎について、知識及び技能の両面から学ぶ。

このため授業科目として、基礎科目において数学や理科、統計の基礎を学ぶ科目を置きつつ、専門基礎科目において医学系基礎分野の科目と理工学系基礎分野の科目を置き、実験・実習の授業を交えながら、知識等を身に付けていく。

③ 専門分野に関する知識及び技能の修得

臨床工学技士として臨床等の現場において従事するために必要なレベルの専門分野の知識及び技能を体系的に学ぶ。当然に、臨床工学技士国家試験に合格することを指標とする。また、様々な職種との連携や地域医療など医療を取り巻く最近の情勢を踏まえた教育にも取り組む。

このため、専門科目として医用生体工学、医用機器学、生体機能代行技術学、医療安全管理学、関連臨床医学の各分野の科目を置くとともに、チーム医療や在宅医療における臨床工学技士の役割・方向性などを学ぶ地域・連携分野、さらに臨床実習を置く。こうした専門科目は、知識はもとより技能の修得の観点から実験・実習における教育を重視し、特に臨床実習は実習病院の協力を得て大きな効果を発揮できるような教育を実施する。

④ 諸々の能力等を総合的に生かすことにより発揮される力の基盤の醸成

様々な能力等を適切に駆使し総合的に生かすことにより発揮される課題解決力、生涯学習力、変化対応力の基盤となる素養を身に付ける。

これらは、基本的に教育課程全般を通して育まれていくものである。

この教育課程の中で、発展科目には、諸科目の学修を通じて得られる様々な能力を総合的に発揮して生かすことが期待される科目として、専門ゼミⅠ～Ⅳ及び卒業研究を置く。

発展科目では加えて、医療機器関連産業や医工連携に関することや、臨床工学分野の発展的・応用的なことを内容とする医工連携・専門発展分野、また、医学分野において今後の発展が見込まれるデータサイエンス分野に係る科目を置き、より専門性を高めつつ将来にわたる専門分野への関心・学修意欲を高めさせるとともに、幅広くかつ中長期的な視点から課題解決や変化対応をしていける素養の一端を修得する。

《教育方法》

- ① 主体的な学修の力を養成するため、アクティブラーニングの要素を組み込んだゼミ形式による授業を1年次から取り入れていく。
- ② 課題解決力や変化対応力の基礎となる素養を養成するため、ゼミ形式の授業の充実を図るとともに、講義形式の科目と演習や実験・実習科目の体系的な配置をはじめとする専門教育の的確な実施、発展科目における発展的な教育・周辺分野の教育の充実に努める。また、特に臨床実習は重要な科目であり、その最大限の効果を期するべく事前・事後学修を含めて適切な計画の下で十二分な準備を整えて行う。
- ③ 専任教員による担任制、オフィスアワーの設定、学生サポートセンターによる支援、学生ポータルサイトの活用などにより、綿密な学修及び生活面の指導・支援に努める。
- ④ 学生が自己の学修成果等を記録・管理するためのポートフォリオを作成し、自分でふりかえりを行いながら学修を進める環境を整備する。

《学修成果の評価》

- ① 各授業科目における到達目標及び評価方法を、教育課程全体の体系性に留意しつつ定め、シラバスにおいて明らかにし、それらに基づき的確に評価を行う。
- ② 授業科目ごとの評価点を基に、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に係る項目ごとに全関係科目を平均した評価点を算出するなど多角的な評価を行う。特に、臨床実習及び卒業研究を4年間の学修成果を相当程度表象するものと考え、担当教員の評価のみではなく、報告会における他教員の評価を参照するなど工夫した評価を行う。
- ③ ディプロマ・ポリシー各項目の評価を補助的に行うため、授業科目の評価以外の方法による評価として、ポートフォリオの活用等を行うものとする。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づいて作成されている。学部ではこの関係性を明示するため、3ポリシー相関図及びカリキュラムツリーを作成し、学生便覧に掲載している。またシラバスでは、各科目がどのディプロマ・ポリシー項目に関連するかを明示し、教育課程全体の一貫性を確保している。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき基礎科目、専門基礎科目、専門科目、発展科目の4区分（15分類）から体系的に編成されている。カリキュラムツリーや教育体系図等を学生便覧及び本学ホームページに掲載し、学生が教育課程を体系的に理解できるよう配慮している。

シラバスには、教育課程に関する情報に加え、キーワード、授業目的、ディプロマ・ポリシーとの関係、到達目標、授業概要・授業計画、成績評価方法、評価項目の種類と割合、及び成績評価基準、さらに自主学修として求める内容とその学修時間数などの詳細情報を記載している。シラバスは、事務局と教務委員会による組織的な第三者チェックを経た上で学生に配布するとともに、本学ホームページやMicrosoft Teamsを通じて公開している。また、キャップ制により履修単位数を管理することで、学修時間の確保と単位制度の実質化を図っている。

4-2-④ 教養教育の実施

カリキュラム・ポリシーに示す「社会で活躍するための基礎的な能力及び医療従事者に求められる人間性の涵養」に基づき、基礎科目として「思考と表現」、「人間と社会の理解」、「自然科学の基礎」の3区分を設けて、教養教育を実施している。

まず、「思考と表現」では、「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」（必修）を含め、文章力・論理的思考、情報処理、外国語、キャリア形成など大学での学修に不可欠な基盤の形成を図っている。特に1年次必修の「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」においては、複数の専任教員がクラスを分担し、少人数ゼミ形式で文章力や論理的思考の基礎の修得、さらにグループワークやプレゼンテーションの手法等を丁寧に指導している。

「人間と社会の理解」では、豊かな人間性の涵養や、幅広い視野の醸成に資する人文科

学系・社会科学系の科目を配置し、特に医療に携わる人材に不可欠な生命倫理・医療倫理を扱う「医療と倫理」を必修としている。

「自然科学の基礎」では、生物学、化学、物理学、数学に加え、「統計学入門」を1年次前期必修として配置し、専門学修に必要な基礎的な科学的理解・素養を育成している。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

学部では、主体的な学修の力を育成するため、全科目においてアクティブ・ラーニングの要素を取入れることを推奨しており、シラバスにはディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、フィールドワーク等、具体的な授業方法を明示することとしている。また、大学設置基準第24条に則り、十分な教育効果が得られる学生数を設定し適切に管理している。学部の入学定員は2024(令和6)年度より40名としており、講義・実習・演習・実験科目の授業実施に想定する学生数も原則40名としている。さらに、アクティブ・ラーニングの要素が大きい基礎ゼミ、専門ゼミ、卒業研究等の科目では、授業効果をより高く確保するため、多くの教員が分担して担当するなど、学生数の適正管理に努めている。

教授内容・方法及び学修指導等の改善については、「学部FD/SD委員会規程」に基づき、FD/SD委員会が事務局と連携して、FD/SDの推進、教育内容・環境の改善、教育技法の向上、学生による授業評価と授業改善、さらに教職員の資質向上のための組織的な研修等に関わる活動を行っている。

学期ごとに、学生による授業評価アンケートを実施し、その集計結果を科目担当教員にフィードバックするとともに、全科目担当教員に授業改善報告書の提出を義務付けている。授業評価アンケート及び授業改善報告書は、FD/SD委員会の審議を経て教授会に報告される。こうした情報を教職員全体で共有することで、教育技法の改善及び向上を図っている。学生に対しては、授業評価アンケートの集計結果及び授業改善報告書を学内掲示板やMicrosoft Teamsを通じて公表している。

また、授業評価アンケート結果に基づく授業改善報告会(FD研修)を実施し、専任教員が授業内容の工夫・反省・改善方策等を発表することで、学内共有を促進している。さらに、教員相互の授業参観(公開授業)を随時実施し、参観教員は授業参観報告書をFD/SD委員会に提出することとしている。他の教員の授業を参観し比較することにより、自身の授業を相対化・客観化し、授業内容・方法の改善に役立てている。

これらの活動を組み合わせることで、授業、研修、FD/SD委員会の各階層が連動し、教授内容・方法の改善等に係るPDCAサイクルが組織的に機能している。

《大学院》

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学院では、「大学院学則」第1条及び第2条第2項に定める使命・目的・教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーを以下のとおり策定している。また、「大学院学則」第3条に定める「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を作成し、体系的に教育課程を編成する」という方針に基づき、カリキュラムを編成している。

カリキュラム・ポリシーは、大学院ホームページ、大学案内及び学生便覧等を通じて学内外へ公表するとともに、オリエンテーション等において学生に説明して周知を図っている。

【大学院カリキュラム・ポリシー】

本研究科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる達成目標を実現するために、教育内容・方法をカリキュラム・ポリシーとして明示する。

- ① 医療の質・安全分野での指導者として必要な、高度な倫理観と実践的な安全管理能力を身につけるための授業を必修科目及び選択必修科目として配置する。
- ② 複眼的な視野を身につけることを目的に、医療安全管理学及び医療経営管理学の多様な専門分野を含む選択科目を配置する。
- ③ 学生が自ら設定した課題に基づき、自立して研究を計画・遂行出来るよう研究指導を行う。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学院の教育課程は、ディプロマ・ポリシー及びそれに基づくカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。各科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーの項目との関連性を明示して、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が分かるよう周知しており、学生のカリキュラムに対する理解向上を図るとともに、主体的な学修を促している。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

大学院の教育課程は、教育目的及びカリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成されており、必修科目、選択必修科目、選択科目、特別演習、及び課題研究に区分している。教育課程は、学生便覧に掲載して学生に周知するとともに、医療安全管理学の体系等を本学ホームページに掲載している。

シラバスには、授業の到達目標や授業内容、授業時間外に必要な学修等を明記している。シラバス作成要領に沿って作成されたシラバスは、教務委員会において全科目の記載内容の確認（第三者チェック）を行っている。シラバス確認担当者がシラバス確認報告書を作成して取りまとめ、それに基づき教務委員会でシラバスの記載内容を審議している。

また、1年間の取得単位の上限を30単位と定めるキャップ制を設けており、「履修等に関する規程」に規定するとともに、学生便覧にも明記している。多くの学生が本学における学修・研究と並行して、仕事や家庭を持っていることを想定し、過度な履修選択をしないよう、アドバイザー・研究指導教員・事務局が連携して学生を指導している。

4-2-④ 教養教育の実施

本学大学院の学生は、医療・介護・福祉の現場で働く社会人が主体であり、学修歴が多様であることから、教養教育関連科目として概論科目を6科目設置している。具体的には、医療系専門職以外の学修歴を有する学生を対象とした「臨床医学概論」や経営学の未修学者を対象とした「経営学概論」などである。これらの科目は、選択分野の違いにかかわらず

ず教養教育として自由に履修できる。「医療英語」は、修士学位論文作成にあたり英語論文を講読することが重要であること、修士学位論文英文要旨の提出が必須であること等を鑑みて、必須科目として開講している。また、生命科学の基礎を修得することを目的に、2025(令和7)年度より「医療生命科学概論」を開講している。

また、国際的な研究活動を支援する目的で、正課外で英語に触れる機会として「English Meeting」を設けており、教務委員会を企画・運営組織として2019(令和元)年度より実施している。「English Meeting」は年3回、ネイティブの英語講師と本学教員が連携して開催している。国際学会での交流場面や自身が発表する際のアブストラクトの作成方法やスライド作成時のポイントなど実践的な内容を取上げ、大学院の在学学生及び修了生を対象に実施している。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

大学院では、授業科目にアクティブ・ラーニングの手法を積極的に取入れることを推奨しており、各科目のシラバスにはアクティブ・ラーニングの具体的な授業方法を記載している。そのため、多くの授業科目において、アクティブ・ラーニングの手法が採用されている。

教授内容・方法及び学修指導等の改善については、「大学院 FD/SD 委員会規程」に基づき、FD/SD 委員会が事務局と連携して、FD/SD の推進など教職員の資質向上のための組織的な研修等に関わる活動を行っている。取組みとしては、カリキュラム・アンケートを実施しており、アンケート結果を委員会で審議して教授会で報告するとともに、科目担当教員にフィードバックしている。また、全科目担当教員に授業改善報告書の提出を求めることで、各教員が自身の授業を振り返り、改善につなげる仕組みを構築している。さらに、FD/SD 研修として、教員が実践している教育・研究指導法の事例報告を行うなど、教育・研究指導における教授方法の工夫・向上に向けた取組みも行っている。

授業を行う学生数は、必修科目については約15名が履修し、選択必修科目及び選択科目は数名程度から15名近くの学生が受講する場合もあり、教育効果を十分上げられるように運営している。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本項は、学部と大学院に区分して記述する。

《学部》

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

学部では、学生が身につけるべき資質・能力をディプロマ・ポリシーに明示し、これに基づく学修成果の点検・評価を行うため、アセスメント・ポリシーを策定している。また、同ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとの整合性を踏まえつつ、学修成果の把握・評価を多面的に行っている。

学修成果の評価においては、各科目成績、GPA、単位修得状況、退学率、休学率、資格取得実績、学修ポートフォリオ、授業評価アンケート、学生生活満足度調査、及び学修・生活状況調査（入学時・学年末）等の多様なデータを基礎資料として用いている。2024(令和6)年度に第1期卒業生を輩出したことから、今後はアセスメント・ポリシーに基づき就職率、進学率、学修・生活状況調査（卒業時・卒業後）、及び就職先アンケート等のデータを活用した評価も実施していく。

科目成績状況、GPA 及び単位修得状況等については、学修成果の可視化ツールとして、取得単位及び GPA 推移を示した書類、並びにディプロマ・ポリシーの各項目別に成績状況をグラフ化した書類を成績通知書に添えて学生に配付するほか、Microsoft Teams の学生個人フォルダ内において学生が随時確認できるようにしている。

また、学生が入学時に資格取得、成績、学修、及び課外活動等に関する目標を設定し、学期ごとに振り返りと次期目標を自己管理する学修ポートフォリオの取組みを行っており、学生・就職委員会と事務局が連携して運用・改善を行っている。学修ポートフォリオには、目標設定・振り返りのほか、資格取得、講習会参加、課外活動、及びボランティア活動等の記録が蓄積され、学生は自身の達成状況を一目で確認できる。また、学年主任による年2回の個人面談においても、同ポートフォリオを用いた指導・助言を行い、学生の主体的な学修・自己評価を支援している。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学部では、学修成果の点検・評価結果を教育改善に活かすため、以下の取組みを行っている。

1. 授業評価アンケート

各授業の実態把握、課題抽出、及び教育内容・方法の質向上を目的として、全科目において学期末に受講学生による授業評価アンケートを実施している。集計結果は、FD/SD委員会に報告され、授業担当教員にフィードバックされるとともに、教授会で共有されている。各授業担当教員は、アンケート結果を踏まえて授業改善報告書を作成し、FD/SD委員会に提出することとなっており、同委員会は授業改善報告書を確認したうえで教授会に報告している。また、アンケート結果及び授業改善報告書は、学内掲示板やMicrosoft Teamsを通じて学生に公表している。これらの取組みにより、組織的な授業改善のPDCAサイクルを機能させている。

2. 学生調査

学生の学修状況・生活状況・満足度等を把握し、学修支援体制や教育環境の改善につなげることを目的として、学生生活満足度調査及び学修・生活状況調査を実施している。調査結果は、学生・就職委員会及び教授会で共有され、改善に向けて検討されている。学生生活満足度調査については、学生からの意見・要望等への回答を作成し、学内掲示板や Microsoft Teams で学生にフィードバックしている。学修・生活状況調査については、蓄積データを基に各学生の状況を把握し、学年主任による個人面談での指導等に活用している。

3. その他

取得単位及びGPA推移、並びに各ディプロマ・ポリシー項目別の修得状況を可視化した資料を学生に提供するとともに、学修ポートフォリオにより学生自らが点検・評価を行えるようにしている。これらのツールや関連データは、学年主任・事務局間で共有し、組織的な学修支援に活用している。

《大学院》

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

大学院では、学生が身につけるべき学修成果をディプロマ・ポリシーに明示している。また、三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の点検・評価を行っており、三つのポリシーは学生便覧や大学院ホームページに掲載している。

各授業科目における学修成果の点検・評価は、カリキュラム・アンケート、シラバスに記載された到達目標、及び成績評価基準等に沿った成績評価などに基づき行っている。

授業外については、学生生活委員会が実施する学生生活満足度調査や学修・生活状況調査（入学時・学年末・修了時）等により把握している。また、修了後のキャリアアップ状況や教育目的の達成状況などは、学生生活委員会が IR 推進室との連携の下で修了生に対する学修・生活状況調査（修了後）を実施して状況把握に努め、調査結果を踏まえて教職員及び各委員会が改善に向けた対策を講じている。

研究活動に関しては、主指導教員及び副指導教員の複数指導体制による多視的評価を学生・教員間で共有し、学修成果を可視化している。また、中間報告会での発表等に係る評価の集計結果を教授会等で報告のうえ、研究指導教員を通じて学生にフィードバックするほか、研究指導において定期的に研究活動評価票を用いたフィードバック及び指導を行っている。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、FD/SD委員会においてカリキュラム・アンケートを実施し、その結果を教授会で共有している。また、各科目担当教員にはカリキュラム・アンケートの集計結果を踏まえた授業改善報告書の提出を求めており、学生に対してはアンケート結果及び授業改善報告書を学内掲示板及び大学院ホームページ（学生用ページ）で公表している。

研究活動の学修成果については、主指導教員及び副指導教員による複数指導体制の下で、

多角的な視点からの学生へのフィードバックや研究指導の自己評価及び他者評価を行っている。また、中間報告会における中間報告会評価シートを用いた全教員による評価、並びに研究活動評価票等を用いた学生の自己評価及び研究指導教員による他者評価を実施し、結果を学生及び研究指導教員にフィードバックすることで、その後の研究の進捗管理や指導改善につなげている。

また、学生生活委員会が実施する学生生活満足度調査等の集計結果を通じて、学生の修学状況のほか、カリキュラム、学生支援サービス、施設等についての意見や要望を把握し、教授会で共有して改善を図っている。

さらに、修了生を対象とした学修・生活状況調査（修了後）結果の蓄積データにより、本学大学院の教育・研究指導等に関する強みや弱みを把握し、学修指導等に活かすとともに、教育内容等の改善に向けた対策に役立てている。

【基準4の自己評価】

本項では、学部、大学院に区分して記述する。

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

《学部》

単位認定・卒業認定等に関しては、ディプロマ・ポリシーを大学案内・学生便覧・ホームページに掲載するとともに、入学時オリエンテーションや関連科目の授業内等で学生に周知している。また、同ポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準を体系的に整備して厳正な成績評価を行っており、シラバスにはディプロマ・ポリシーとの関連性や学修到達目標、評価方法・基準等を明示している。さらに、GPA 制度を導入し、学修状況の客観的把握、学修指導や奨学金選考等に活用している。

教育課程及び教授方法については、カリキュラム・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保した体系的な教育課程を整備して、入学から卒業まで段階的に学修成果を積上げられる仕組みを構築している。また、学生便覧やカリキュラムツリーを用いて学修の流れを可視化し、学生自身が学びの位置づけを理解しやすい環境を整えている。教授方法においては、全科目でアクティブ・ラーニングの導入を推奨しており、シラバスに具体的な授業方法を明示するなど、主体的・対話的で深い学びを促進する工夫が定着している。

FD/SD 活動については、授業評価アンケート、授業改善報告書、授業改善報告会（FD 研修）、及び教員相互の授業参観（公開授業）など、多層的な FD/SD 活動を組み合わせることで、教育内容・方法の改善に関する PDCA サイクルが組織的に機能している。特に授業改善報告会においては、授業評価が高い教員による資料作成や授業運営の工夫を共有するとともに、授業の教授法に関する課題を全教員で共有し、改善策を協働的に検討する場として効果を上げている。このような相互研鑽の仕組みを通じて、教育の質向上に向けた組織的な取組みを継続的に推進している。

学修成果の把握・評価については、アセスメント・ポリシーを策定し、これに基づき科目成績状況、GPA、単位修得状況、退学率、休学率、資格取得実績、学修ポートフォリオ、

授業評価アンケート、学生生活満足度調査、及び学修・生活状況調査（入学時・学年末）など、多様なデータから学修成果を把握・評価する体制を整備している。また、各種アンケートの結果については、学生へのフィードバックを行う仕組みを構築しており、教育改善のための組織的な PDCA サイクルが機能している。

《大学院》

単位認定・修了認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び修了認定基準を「大学院学則」、「履修等に関する規程」及び「大学院 学位規程」に規定し、適切に運用している。また、これらの基準は、学生便覧や大学院ホームページへの掲載、オリエンテーションでの説明等を通じて学生に周知を図るとともに、全科目のシラバスにおいてディプロマ・ポリシーとの関連、到達目標、授業計画、成績評価基準及び評価方法を明示することにより、教育課程全体と各科目との関係性を可視化している。さらに、「大学院 GPA 制度に関する規程」を定めて厳格かつ透明性のある学修評価を実施しており、客観的な成績評価を通じて、学修成果の把握と教育の質保証に資する体制を構築している。修了認定については、「研究倫理規程」及び関連諸規程に基づき、研究倫理の遵守を前提とした厳正な審査体制を整えており、研究活動評価票等を活用した体系的な学位審査を実施している。

教育課程及び教授方法については、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、学内外に周知するとともに、これに基づく教育課程を体系的に編成している。また、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程及び授業科目の見直しを定期的実施するとともに、FD 活動を通じて教授方法の工夫及び教育の質向上に取り組んでいる。具体的には、FD/SD 研修において教育・研究指導法に関する事例報告をテーマの 1 つとして毎年組入れており、授業におけるアクティブ・ラーニングの取り組み内容、及び研究指導におけるプロジェクト・ベースド・ラーニングの運用等について、毎年異なる教員が講師として事例発表することで、様々な教育方法を共有している。

学修成果の把握・評価については、成績評価、カリキュラム・アンケート、学生生活満足度調査、中間報告会評価シート、及び研究活動評価票など、多面的な指標を活用して在学中の学修成果を総合的に評価している。また、中間報告会での評価内容を可視化し、学生と共有することにより、その後の研究の進捗管理や指導改善につなげている。さらに、修了後の学修成果を継続的に把握するための調査体制を整備している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

《学部》

単位認定・卒業認定等については、学修・生活状況調査（入学時・学年末・卒業時）において、学生のディプロマ・ポリシー理解度を確認している。しかし、いずれの時期においても「理解している」と回答した学生は約 7 割に留まり、約 3 割は十分に理解できていない状況が継続していることから、ディプロマ・ポリシーの理解がより深まるように、周知方法等の改善を検討する必要がある。

教育課程及び教授方法については、授業評価アンケートの結果から一部科目では授業内

容や教授方法の改善が求められており、背景には数学・物理分野における基礎学力不足の学生の増加が関係している。そのため、基礎科目においては授業時間数や教授方法の見直し、補習・学修支援の充実など、基礎学力の底上げに向けた教育体制の検討が必要である。また、学生の特性多様化への対応として、個別学修支援やアクティブ・ラーニング手法の適切な導入など、学修成果の向上につながる教育改善が求められている。

FD/SD 活動に関しては、授業改善報告会や授業参観など多様な取り組みを実施している一方で、学部教職員の研修への参加率が十分とはいえず、教育改善の取り組みを組織的に広げていく上での課題となっている。さらに、教員相互の授業参観（公開授業）の参加件数が少なく、参加教員にも偏りがみられることから、教員間で教育改善の知見を共有する機会が十分に確保されていないことが課題として挙げられる。

学修成果の把握・評価については、2024(令和 6)年度に第 1 期卒業生を輩出したが、アセスメント・ポリシーに基づく卒業後の学修成果の把握・評価について、就職率、進学率、学修・生活状況調査（卒業時・卒業後）、及び就職先アンケート等のデータを活用した評価がまだ十分に実施できていない。今後、これらのデータ収集・分析体制を整備し、卒業後の学修成果を体系的に把握する仕組みの構築が必要である。

《大学院》

単位認定・修了認定等について、制度及び運用は厳格に行われている。しかし、教育の質保証をより一層強化するため、ディプロマ・ポリシー自体の妥当性や成績評価基準との整合性について、継続的に検証していく必要がある。また、社会や医療・介護・福祉分野が求める人材像の変化を的確に反映したディプロマ・ポリシーとなっているかについて、定期的な点検が求められる。

教育課程及び教授方法については、教育課程及び授業方法の体系化は一定程度達成されているが、社会環境や医療・生命科学分野の動向を踏まえ、カリキュラム・ポリシーの内容について、より一層の検証・見直しが求められる。また、教育研究の高度化に対応するため、授業科目の位置付け及び科目間の連携について、より明確化を図る必要がある。FD 活動については、多様な社会人学生に合わせて最適な方法で教育・指導を行えるよう、より多くの事例を共有し、教員が自身の教授方法を常に点検・改善していくことが求められる。

学修成果の把握・評価については、各種調査や評価指標は整備されているが、得られた成果を体系的に集約・分析し、教育改善に活かすための全学的な情報活用体制については、さらなる整備が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

《学部》

単位認定・卒業認定については、学生の約 3 割がディプロマ・ポリシーを十分理解できていない状況が継続していることから、今後は授業内での位置づけの強化や学生自身がディプロマ・ポリシーを意識して振り返る仕組みの検討など、周知方法の改善を図っていく。

教育課程及び教授方法については、授業評価アンケート結果や学生の学修状況から、基礎科目の学力差への対応が必要であり、特に数学・物理などの基礎学修の強化のため、

2026(令和8)年度入学生からのカリキュラムの一部改訂を予定している。

FD/SD 活動については、多層的な仕組みを通して教育改善の PDCA サイクルが機能している一方で、研修の参加率や公開授業への参加状況に課題が残っている。今後は、FD/SD 研修への参加促進に向けて、その重要性を改めて周知するとともに、参加しやすい環境整備として、オンライン視聴や録画視聴の活用など柔軟な参加手段を検討する。教員相互の授業参観についても、参加を促す仕組みや参観内容の共有方法を工夫し、教育改善の取り組みが教員全体に広がるよう改善を進めていく。また、授業改善報告会については、今後も継続的に開催し、全教員が順次発表を担当することにより、授業運営におけるより多くの工夫・実践事例の共有を促進していく。

学修成果の把握・評価については、卒業時・卒業後の学修成果を把握するため、就職率、進学率、学修・生活状況調査(卒業時・卒業後)、及び就職先アンケート等のデータを収集・分析する体制を整備し、学修成果を体系的に把握・評価する仕組みの構築を急ぐ。

《大学院》

単位認定・修了認定については、ディプロマ・ポリシーと成績評価基準の整合性について、社会の要請及び専門職人材養成の観点から継続的な見直しを行っていくとともに、GPA 制度を活用した学修成果の可視化を通じて、教育課程の改善に取り組む。また、自己点検・評価活動を通じて、単位認定及び修了認定に関する基準の明確性・透明性の維持・向上を図っていく。

教育課程及び教授方法については、定期的なカリキュラム見直しを継続するとともに、FD 活動を通じて教授方法の高度化を図る。また教員間の研究交流の場を設ける取り組みを推進し、研究遂行能力の向上及び教育内容の更なる高度化を目指す。

学修成果の把握・評価については、継続的な学修成果の把握を目的とした修了生対象調査の質向上を図るとともに、収集・蓄積した情報を教育改善に活用するための体制の整備・強化を推進していく。具体的には、これらの情報を全学的に集約・分析するため、IR 推進室の体制強化を図り、学修成果データの可視化及び教育改善への還元を促進することで、PDCA サイクルの実効性を一層高めていく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学における学長の職務は、「本学学則」第 51 条において「校務をつかさどり所属職員を統督する」と規定している。学長は、本学園の理事として理事会に出席するとともに、大学運営会議及び大学院運営会議の議長として経営上・教学上の重要事項の協議に関わり、学部教授会及び研究科教授会の議長として学部及び大学院を統括している。

学長は、「学校法人大阪滋慶学園 業務委任規則」（以下、「業務委任規則」という。）及び「学校法人大阪滋慶学園 業務決裁規則」（以下、「業務決裁規則」という。）に基づき、理事会から適切な業務及びその決裁権限を委任されており、理事会との緊密な連携の下で、大学運営の責任者としてリーダーシップを発揮している。また、学長の任用は、「滋慶医療科学大学 学長任用規則」に基づき適正に行われている。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学では、「本学学則」の下に諸規程を定め、それらを遵守しつつ適切なマネジメントを行っている。

学部では、「本学学則」第 51 条及び第 52 条の規定に基づき、学長・学部長・学科長を置いているが、学部長は学長が兼務している。また、同第 52 条第 2 項において、「学部長は、学部の教育研究に関する校務を掌り、学科長は学科の教育研究に関する校務を掌る。」と規定しているが、現状は 1 学部 1 学科の単科大学であるため、学長の指揮の下で学科長が学科の校務を取りまとめている。大学院では、「大学院学則」第 46 条第 1 項及び第 2 項に基づき研究科長を置き、研究科の校務を掌っている。

「本学学則」第 57 条及び「大学院学則」第 48 条に基づく学部・研究科の教授会は、「滋慶医療科学大学 医療科学部 教授会規程」（以下、「学部教授会規程」という。）及び「滋慶医療科学大学大学院 医療安全学研究科 教授会規程」（以下、「研究科教授会規程」という。）において審議事項が次のとおり定められている。それぞれ原則として月 1 回開催しており、学長は教授会の意見を聞き、教学に係る決定を行っている。

【医療科学部 教授会規程】

第 3 条 教授会は、学長が学部に関する次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学部学生の入学及び卒業に関する事項
- 二 学位の授与に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、学部の教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして次に掲げる事項及び学長が別に定める事項

イ 学部の教育課程の編成に関する事項

ロ 学部学生の在籍に関する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

一 学部長及び学科長の選考、解任及び任期の規定に関する事項

二 その他、学部の教育研究に係る運営に関する事項

【医療管理学研究科 教授会規程】

第3条 研究科教授会は、学長が研究科に関する次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 研究科学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、研究科の教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして次に掲げる事項及び学長が別に定める事項

ア 研究科の教育課程の編成に関する事項

イ 研究科学生の在籍に関する事項

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 研究科長及び専攻長の選考、解任及び任期の規定に関する事項

(2) その他、研究科の教育研究に係る運営に関する事項

また、上記各教授会規程第3条第1項第3号に規定する「学長が別に定める事項」を別途定めており、学内の情報ネットワーク上などで教職員が確認できるようになっている。

学部教授会の下には、教務委員会、学生・就職委員会、FD/SD委員会、研究倫理委員会、入試・広報委員会を置き、研究科教授会の下には、教務委員会、学生生活委員会、FD/SD委員会、研究倫理委員会、入試委員会、広報委員会を置いている。また、学部と大学院の合同委員会として、情報委員会、図書委員会、人権問題及びハラスメント防止委員会、研究委員会を置き、さらに学長直轄の組織として、自己点検・評価委員会、将来計画委員会、大学関係者評価委員会、IR推進室を置いている。これらの委員会等は、学長のリーダーシップの下、種々の事項について調査・討議・検討して教授会に報告しており、教授会はこれを審議し、学長が決定している。各委員会が収集した学生の意見等は、学長のリーダーシップの下で迅速に改善に取り組む体制を構築している。このように、本学の使命・目的に沿って教学運営が適切に行われるよう、学長が全体を統括する体制となっている。

大学運営会議及び大学院運営会議は、教学部門と本学園理事会が情報共有し、大学運営に係る重要事項を協議する教学部門の最高意思決定組織であり、学長の大学運営に係る支

援体制の一部となっている。各運営会議については、それぞれ運営会議規程を定めており、各第1条において、教学に関する重要事項について、教学部門と法人理事会が意見交換し、協議を行うとともに、本学及び大学院の内部質保証の統括を図るために設置する旨を規定している。

また、IRを担当する学長直轄のIR推進室を設置しており、IR推進室の下にIRワーキンググループを設け、大学内の諸課題の分析に必要な種々のデータの収集及び管理について、学部・大学院の各委員会及び事務局と連携して対応している。

なお、「本学学則」第42条及び「大学院学則」第29条に基づく学生の懲戒処分については、「滋慶医療科学大学 学生懲戒規則」において詳細を規定している。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

「本学学則」第54条及び「大学院学則」第46条第3項の規定に基づき、大学事務局に事務局長を置き、大学院事務部に事務部長を置いている。事務局長は大学の事務部門を統括し、大学院固有の事務は大学院事務部で処理している。大学事務局及び大学院事務部では、「学校法人大阪滋慶学園 事務組織規則」（以下、「事務組織規則」という。）の規定を踏まえて掛ごとに職務分掌を定め、小規模大学であることの特徴を踏まえて相互に連携・協力を図りつつ、機能的に業務を遂行している。

教学運営における実務面での支援は事務局が行っており、教務、学生、入試・広報、図書、経理、総務と職務分掌に応じて支援を行っている。委員会活動等についても、事務職員が各委員会に教員とともに参画して教職協働で運営にあたっており、教育研究活動のための管理運営の遂行に寄与している。

職員の採用・昇任等は、「学校法人大阪滋慶学園 滋慶医療科学大学 就業規則」（以下、「就業規則」という。）に定めており、給与及び昇給等については、「学校法人大阪滋慶学園 給与規程」に規定している。また、職員の評価は、「事務職員人事考課規則」に基づき年1回実施しており、上長面談による指導・助言を行うほか、その評価の一部を昇給・昇進に反映している。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学は、1学部1学科と1研究科1専攻により組織されている。

学部については、医療科学部臨床工学科の1学部1学科であり、大学設置基準に定める必要教員数（保健衛生学関係（看護学関係を除く））は、21名である。教員は大学院との兼任教員を含め、教授（学長を含む）13名、准教授9名の計22名が在籍しており、基準

を満たしている。また、教授数 13 名は、設置基準上の必要数 11 名を満たしている。教員構成については、臨床工学技士養成という学科の目的に沿って臨床工学技士としての実務経験を有する専任教員に加え、医学・工学・情報工学等の多様な分野の学位を有する教員により組織されている。この構成により、基礎分野、専門基礎分野及び専門分野の教育内容を教授する上で適当な教員を配置している。女性教員の比率は 9%である。なお、実務経験のある教員等による授業科目としては、43 科目（66 単位）を配置しており（2024(令和 6)年度以降入学生カリキュラム）、実践的な教育内容を担保している。

大学院は、1 研究科 1 専攻による修士課程のみで構成されており、大学院設置基準等に定める必要教員数（保健衛生学関係）は、12 名（研究指導教員 6 名、研究指導補助教員 6 名）である。専任教員は学部との兼任教員を含め、教授（学長を除く）17 名、助教 1 名の計 18 名が在籍し、研究指導教員・研究指導補助教員も計 18 名と、大学院設置基準を満たしている。研究指導教員は全員が博士の学位を有しており、女性教員の比率は 28%である。大学院で扱う医療安全管理学及び医療安全管理学の領域としての医療経営管理学は、学際的な学問領域であるため、医学・看護学・薬学・工学・人間科学・経営学など多様な専門性を有する専任教員を配置している。専任教員は教育課程に定められた授業科目を担当するとともに、学生の修士学位論文研究に係る科目である「特別演習」及び「課題研究」を担当している。

教員の採用及び昇任については、「滋慶医療科学大学 医療科学部 教員等選考基準」、「滋慶医療科学大学大学院 教員等選考基準」及び「滋慶医療科学大学 教授等任用及び昇任に関する規程」に基づき実施している。学長は、専任の教授で構成される教授等選考会議（以下、「選考会議」という。）を開催して、専任教員3名からなる審査委員会の設置を決定し、同委員会が候補者を決定して学長に報告、その後学長が選考会議の議を経て教授等候補者を決定し、理事長に推薦するという適正な手続きを踏んでいる。

また、本学の教員組織は、「教員組織編成方針」に基づき編成されている。同方針は、教育目的および教育課程に即した教員組織を計画的に整備するための基本的な考え方を示すものであり、これに則り今後も適切な教員配置を行っていく。

以上のとおり、本学では教育研究上の目的および教育課程に合致した教員を確保・配置しており、教員の任用・昇任についても関連規程に基づき適正に運用している。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学における教員の職能開発等は、学部・大学院の FD/SD 委員会が学長や学科長・研究科長と連携し、「学部 FD/SD 委員会規程」及び「大学院 FD/SD 委員会規程」に基

づき、教育指導・研究指導等の能力向上を目的としたFD/SD研修等を計画的に企画・運営している。同委員会では、年度当初に前年度の総括を踏まえて委員会活動に関する年間計画を策定し、年度末には自己点検・評価を行うなど、組織的な運営体制を構築している。

学部においては、教員の教育活動・授業内容の改善及び向上を図ることを重要な役割として位置づけ、学生の授業評価アンケートの実施、FD/SD研修の企画・実施、教員相互の授業参観（公開授業）など、教育改善に資する多様な活動を展開している。

授業期間終了時には授業評価アンケートを必ず実施し、結果を基に各科目担当教員が授業改善を図るとともに、学内で課題を共有して解決策を検討している。また、学年主任による学生個人面談において、授業に関する意見や要望を把握し、面談票を通じて教職員間で情報共有し、FD/SD委員会に報告するなど、学生の声を教育改善に反映させる仕組みも整備している。さらに、専任教員による授業参観（公開授業）を実施し、参観教員は授業参観報告書を提出することで、教員同士が授業方法の学び合いと改善に取り組む体制を構築している。

授業評価アンケートの結果については、個別の授業改善に活用するだけでなく、全学的な改善につなげる取組みとして授業改善報告会（FD研修）を開催している。同報告会では、授業評価が高い教員が授業運営や資料作成の工夫を紹介し、教授上の課題や改善の方向性を全教員で共有することにより、教育改善を協働的に進める場として機能している。この取組みにより、授業評価アンケートの結果が単なるフィードバックにとどまらず、組織的な授業改善の循環に結びついている。

FD/SD研修についても研修後にアンケートを実施し、その結果をFD/SD委員会及び教授会で報告し、翌年度の研修計画に反映させることで、研修の質向上と教育改善の継続性を担保している。

大学院においては、年間計画に基づくFD/SD研修の実施と研修終了後のアンケート結果の分析・報告を通じて、改善につなげる仕組みを構築している。カリキュラム・アンケートについても、年度初めに年間計画を立てたうえで、各セメスター終了時に実施し、その結果を学生及び担当教員にフィードバックしている。各科目担当教員には授業改善報告書の提出を義務付けており、同報告書は学生ロビー掲示板や大学院ホームページ（学生用ページ）に公開している。

また、教員評価については、学部・大学院ともに毎年度各教員が教員業績調書を作成し、事務局で取りまとめて理事会に報告している。また、「教員業績評価規程」及び「教員業績評価実施要項」に基づき、教員の「教育活動」、「研究活動」、「大学運営活動」及び「社会貢献活動」の4領域の業績を総合的に評価する制度を整備しており、早期実施に向けて準備を進めている。

以上のように、本学では学部・大学院の連携の下、教育内容・方法の改善に向けたFD/SD活動を主とした取組みを組織的かつ継続的に推進しており、教育の質向上に向けた体制整備を着実に進めている。

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、教職員の資質向上を図るため、学部及び大学院のFD/SD委員会が連携し、コンプライアンス研修やFD/SD活動に関する研修を計画的に企画・運営している。FD

／SD 研修は、学部・大学院が合同で実施するものに加え、それぞれが独自に企画・実施する研修があり、いずれも教職員の出席を義務付けている。また、人権問題及びハラスメント防止委員会によるハラスメント防止研修等も参加必須としており、教職員の素養向上に努めている。これらの研修には概ね高い参加率が確保されているが、引続き高い参加率を維持できるよう取組みを継続していく。

事務職員のみを対象とした研修については、事務局が小規模であることから、実施の難しさがあるものの、本学園として新入職者研修や広報研修など様々な研修を設けており、業務に支障のない範囲で参加できるよう配慮している。

また、文部科学省や日本私立大学協会、日本学生支援機構、日本高等教育評価機構等の外部機関が主催する研修に教職員を派遣し、大学運営に必要となる法制度や高等教育に関する知識の習得を促すとともに、業務遂行能力の向上を図っている。図書館運営については、日本医学図書館協会等が主催する研修に司書が参加し、図書館サービスの質向上に努めている。研修参加者は、研修内容を文書で報告するとともに、重要事項については学部及び研究科教授会で報告・共有するなど、学内全体での情報共有に努めている。

職員評価については、「事務職員人事考課規則」に基づき年1回実施し、上長面談を通じて職員の能力に応じた配置や業務分担の適正化を図っている。

本学では、これらの取組みを通じて、大学教育の質の維持・向上を支える職員の資質向上に向けて、研修の充実と参加機会の確保に努めている。

表 5-3-1 2025(令和 7)年度 学内教職員研修

日 程	テ ー マ
5月10日(土)	【大学院】文献検索及び著作権に関する研修
5月14日(水)	【合 同】AED 講習会
5月31日(土)	【合 同】ハラスメント防止研修
6月11日(水)	【合 同】研究不正の防止に関する研修
7月 9日(水)	【合 同】個人情報の取扱いに関する研修
7月16日(水)	【合 同】科研費獲得に係る研修
10月 8日(水)	【合 同】教育・研究指導法事例紹介
11月12日(水)	【合 同】障害者支援に関する研修
2月18日(水)	【学 部】授業改善報告会

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

教員の研究環境については、全専任教員に対して個室の研究室を割当てるとともに、統計分析ソフトを完備した情報処理室、一般実験・実習室、及び心理学実験室などの教室や、学会での発表に使用するポスター等を印刷できる大型プリンターを整備している。これらの教室や大型プリンターは、申請により学生も利用できる。研究支援面では、教職員を対象に研究委員会が科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）の獲得に係る研修を実施するとともに、アンケートを集計して教員の研究支援の要望等を把握し、科研費の応募・獲得件数増につながるよう取組んでいる。

学生の研究環境については、学部では、共同学習室、PC・語学演習室、演習室、臨床工学実習室、基礎工学実習室、基礎医学実習室、及び模擬手術室などの教室を整備している。大学院では、一人一席を確保できる自習室に IT 機器、個人専用の机及びロッカーを完備している。また、大学院生の修士学位論文作成の支援として、図書館司書が文献検索を中心に個別の支援を行うほか、学位論文作成に必要であると認められた経費を大学が補助する研究経費補助制度を設けており、金銭的要因により研究が制限されることのないよう支援している。さらに、教職員及び大学院生を対象に、文献検索方法等に関する研修を毎年開催しており、セミナー後に実施するアンケート結果を踏まえて図書委員会で検討するとともに、次年度のセミナー開催方針の参考としている。学部・大学院の学生の研究環境に関する要望等については、主に学生生活満足度調査や意見箱への投書等から得られた意見・要望を検討し、対応に努めている。

また、図書館では、専門図書や学術雑誌等を収集するとともに、「医中誌 Web」「JDream III」「MEDLINE」「ERIC」などの学術データベース、電子ジャーナル等の充実を図り、最新の学術情報の体系的な収集・蓄積により、学術情報基盤を整備している。ICT(Information and Communication Technology)環境については、情報委員会が中心となり、学内情報システムの構築と環境整備に努めており、学内無線 LAN 接続環境に係るネットワークシステムの検証を行うとともに、情報セキュリティを強化し、かつ利便性の高い学内ネットワークの整備を推進している。

このほか、未来医療・再生医療に関する研究の推進と学生への研究指導・実践教育の実施を目的とした「滋慶医療科学大学・大学院 教育・研究開発センター」（以下、「教育・研究開発センター」という。）を 2024(令和 6)年に開設した。教育・研究開発センターには、P2 レベルに対応した実験室、細胞培養室、クリーンルーム、暗室及び低温室を完備しており、研究に必要な機器を多数設置し、生命科学分野の幅広い研究と実習が行える環境を整えている。また、40 名を収容できるセミナールームを併設しており、関連分野のセミナーや講習会の開催等に活用している。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学における研究倫理については、「研究倫理規程」及び学部・大学院それぞれの「研究倫理委員会規程」を策定して、研究データの保存及び開示等に関する細則を定めている。また、「研究者等の行動規範」をはじめとする研究活動に関連する各種規程を定めており、これらは本学ホームページに掲載している。

利益相反マネジメント及び研究インテグリティに関しては、2025(令和 7)年度に「滋慶医療科学大学 利益相反マネジメント規程」(以下、「利益相反マネジメント規程」という。)、
「滋慶医療科学大学 利益相反マネジメントポリシー」(以下、「利益相反マネジメントポリシー」という。)及び「滋慶医療科学大学 利益相反マネジメントガイドライン」(以下、「利益相反マネジメントガイドライン」という。)等を制定・策定し、教員の研究活動及び産学官連携活動の透明性を確保するべく運営・管理体制の整備を進めている。研究セキュリティの確保に関しては、「滋慶医療科学大学 安全保障輸出管理規程」(以下、「安全保障輸出管理規程」という。)を定め、教員の学術研究の健全な発展に資するよう、本学の教育・研究資源の輸出管理に係る手順のルール化及び厳正な管理体制の構築を進めている。

これらの研究倫理に係る規程等に基づく運用として、研究倫理委員会は、学部・大学院それぞれに設置しており、「研究倫理規程」及び学部・大学院の「研究倫理委員会規程」に基づき、教員及び学生が作成する研究実施計画書を研究倫理面・研究計画面から審査するとともに、研究実施計画書の質向上を図っている。研究委員会では、「滋慶医療科学大学 共同研究規程」等に基づき、学外機関(大学・企業・病院等)との間で締結する共同研究契約及び秘密保持契約等の内容に関して検討を行うほか、教職員を対象に科研費に関する研修を実施して、科研費等外部資金の獲得に向けた情報提供と教員の意識醸成を図っている。また、FD/SD 委員会では、FD/SD 研修計画に基づき、教職員を対象に研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止のためのコンプライアンス研修(FD/SD 研修)を毎年実施している。これら委員会の取組みのほか、研究倫理に関する研修として、教職員、学部卒業年次生及び大学院生を対象に、日本学術振興会が提供する研究倫理 e-ラーニングの受講を義務付けており、研究活動の適正な実施に努めている。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究活動には、「滋慶医療科学大学 個人研究費取扱規程」に基づき年間定額の個人研究費を配分し、管理している。また、公的研究費や競争的資金等に関しては、「滋慶医療科学大学 科学研究費補助金取扱規程」をはじめ、公的研究費の適正管理・使用に係る規程・規則を整備するとともに、「滋慶医療科学大学 競争的資金における間接経費の取扱要領」に基づき、研究に係る資源配分を行っている。RA(Research Assistant)については、「学生アシスタント規程」を定めているが、現在は活用していない。

公的研究費や外部の競争的資金の獲得に向けては、当該研究費の応募・獲得状況を学部・研究科の教授会において報告・周知して教職員の意識喚起を図るほか、科研費獲得に向けた研修を実施するなど、組織的な支援及び意識醸成に努めている。

[基準 5 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の管理運営においては、運営会議(大学・大学院)、教授会(学部・研究科)、及び各種委員会等に係る組織規程等を整備するとともに、これらに則した組織的取組みを教職協働で推進している。

FD/SD に関しては、学部・大学院ともに授業評価アンケート(カリキュラム・アンケ

ート)を実施し、その結果を受けた授業改善報告書を全科目担当教員が提出している。また、学部・大学院のFD/SD委員会が連携し、年度計画に基づいてFD/SD研修を計画的に企画・運営しており、組織的な職能開発の仕組みが機能している。2025(令和7)年度からは、連携をさらに強化するため、学部・大学院双方の教職員による小グループでの意見交換会をFD/SD研修として新たに実施し、教育改善に向けた協働の基盤形成を進めている。

研究支援に関しては、研究設備面について、教授だけでなく講師・助教を含む全専任教員に対して個室の研究室を割当てするなど、充実した環境を整えている。研究支援面では、研究委員会が教職員を対象に科研費の獲得に係る研修を実施するとともに、アンケートを集計して教員の研究支援の要望等を把握しており、多様な分野の研究者で構成される本学の特色を活かして科研費の応募・獲得件数増につながるよう取り組んでいる。学生の研究環境については、学部・大学院それぞれの特徴に見合った環境及び支援を提供するとともに、研究環境に係る調査を実施して意見・要望を把握する体制を整えている。このほか、教育・研究開発センターでは、未来医療・再生医療に関する研究の推進及び学生への研究指導・実践教育を行える環境を整備し、関連分野のセミナーの開催等にも活用している。また、研究倫理や研究費の適正管理・使用に係る規程等を整備して、厳格な運用に努めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

FD/SDに関しては、学部では授業改善報告会や授業参観など様々な取り組みを実施している一方で、学部教職員のFD/SD研修への参加率は十分とはいえず、教育改善の取り組みを組織的に広げていく上で課題が残されている。また、教員相互による授業参観(公開授業)の実施件数は少なく、参加教員にも偏りがみられることから、教員間で教育改善の知見を共有するための機会の確保が必ずしも十分ではない。FD等に係る教員の連携については、2025(令和7)年度から学部・大学院双方の教職員による小グループでの意見交換会をFD/SD研修として新たに実施しているが、学部・大学院教員間の人的交流は必ずしも十分であるとは言えないことから、教育・研究の充実及び外部資金の獲得に向けた人的交流・協力体制の充実が求められる。

利益相反マネジメント及び研究インテグリティについては、2025(令和7)年度に「利益相反マネジメント規程」、「利益相反マネジメントポリシー」及び「利益相反マネジメントガイドライン」等を制定・策定した。ただし、教職員の利益相反状態把握のための自己申告や利益相反マネジメント委員会の設置等、実質的な運用は2026(令和8)年度からとなるため、できる限り早期に体制を構築し、運用を始める必要がある。研究セキュリティの確保に関しては、「安全保障輸出管理規程」を定めているが、利益相反及び安全保障輸出管理に係る教職員への説明会等は開催できておらず、実際の運用にまで至っていないのが現状であることから、早期の運用開始が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

FD/SDに関しては、学部は、FD/SD研修の参加率に課題があることから、参加促進を図るため、その重要性を改めて周知するとともに、オンライン視聴や録画視聴の活用など柔軟に参加できる仕組みを検討する。授業改善報告会については、今後も継続的に開催し、

数年をかけて全教員が順次発表を担当することで、授業運営上の工夫や実践の共有を図り、より効果的な教授方法の探究につなげていく。FD 等に係る教員の連携については、教員間の教育・研究指導法等に係る情報共有の促進や外部資金の獲得に向けた共同研究の推進等、学部・大学院教員間の人的交流・協力体制の充実を図っていく。

利益相反マネジメント、研究インテグリティ及び研究セキュリティについては、いずれも主要な規程の整備を終えていることから、担当教職員間で情報共有し、早期に運用開始できるよう取組むとともに、全学的な説明会等を開催して教職員の意識醸成に努める。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は、「寄附行為」第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立大学、私立専修学校及び高等学校（以下「学校」という）を設置し学校教育を行い、又その他目的達成に必要な事項を行うことを目的とする。」と定め、各種法令を遵守した経営を行っている。また、「寄附行為」、「学校法人大阪滋慶学園 理事会運営規程」（以下、「理事会運営規程」という。）、「学校法人大阪滋慶学園 評議員会運営規程」（以下、「評議員会運営規程」という。）、「学校法人大阪滋慶学園 理事職務権限規程」（以下、「理事職務権限規程」という。）に則り、理事会及び評議員会を適正に運営するとともに、理事長のリーダーシップはもとより、「業務委任規則」及び「業務決裁規則」において常務理事・学長・事務局長等に適切な権限を与え、理事会機能を補佐する組織体制を整備している。

本学園及び本学の運営は、本学園が 5 年ごとに策定する中期事業計画、及びそれに基づき本学が毎年度中期的な視点で策定する事業計画に則り、計画的かつ適切に行われている。これらの計画に基づく本学の運営は、「本学学則」、「大学院学則」、「滋慶医療科学大学 大学運営会議規程」、「滋慶医療科学大学 大学院運営会議規程」という。）、「学部教授会規程」及び「研究科教授会規程」等に則り行われている。

業務を実行する事務組織、役員及び教職員等については、「学校法人大阪滋慶学園 コンプライアンス規程」（以下、「コンプライアンス規程」という。）、「事務組織規則」、「職員倫理規則」、「学校法人大阪滋慶学園 公益通報等に関する規則」（以下、「公益通報等に関する規則」という。）、「就業規則」及び「滋慶医療科学大学 教職員懲戒規則及び懲戒処分基準」

（以下、「教職員懲戒規則及び懲戒処分基準」という。）を定めるとともに、「研究者等の行動規範」、「研究倫理規程」をはじめとする各種研究活動関連規程を定めて、教職員に各種法令や学内規程等を遵守して従事することを求めており、堅実な運営に努めている。

情報の公表については、「寄附行為」をはじめとする法人の役員・事業・会計等に関わる各種情報、並びに大学の目的、教育研究実施組織、三つのポリシー、入学者選抜、授業計画、卒業認定基準、学生調査結果、学則及び各種規程等に関わる情報を、ホームページで適切に公表している。

また、本学園における理事の職務執行が法令・「寄附行為」に適合すること及び業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）について、「学校法人大阪滋慶学園 内部統制システム整備の基本方針」（以下、「内部統制システム整備の基本方針」という。）を定め、それに基づき内部統制システムを整備している。具体的には、経営に関する管理体制として「理事会運営規程」、「評議員会運営規程」、「理事職務権限規程」、「学校法人大阪滋慶学園 文書管理規程」（以下、「法人 文書管理規程」という。）及び「学校法

人大阪滋慶学園 経理規程」(以下、「経理規程」という。)を、リスク管理に関する体制として「法人 リスク管理基本規程」及び「学校法人大阪滋慶学園 内部監査規程」(以下、「内部監査規程」という。)を、コンプライアンスに関する管理体制として「コンプライアンス規程」及び「内部監査規程」を、並びに監査環境の整備として「学校法人大阪滋慶学園 監事監査規程」(以下、「監事監査規程」という。),「コンプライアンス規程」及び「学校法人大阪滋慶学園 役員等の報酬規程」を定め、それぞれが有機的に機能するよう運営している。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

1. 環境保全への配慮

本学園では、環境保全に対して学園全体で取り組んでいる。本学においては、省エネルギー対策として、年間を通して全教職員が節電に取り組むほか、学内掲示板にポスター等を掲示するとともに、各教室等に消灯に関する省エネルギー啓発の案内等を掲示するなど、学生・教職員の意識啓発に努めている。また、毎年5月1日から10月31日をクールビズ期間としている。校舎内の清掃は、委託業者により行われ、環境衛生面に配慮するとともに、校舎内の廃棄物の分別収集を徹底し、リサイクルに取り組んでいる。

2. 人権への配慮

人権への配慮に関し、ハラスメント対策については、「ハラスメント防止規程」を定め、学生便覧及びホームページ等に掲載するほか、外部講師によるハラスメント防止研修を毎年実施している。また、「職員倫理規則」、「教職員懲戒規則及び懲戒処分基準」、「公益通報等に関する規則」を定め、教職員に各種法令及び諸規程の遵守並びに節度ある行動を求めているほか、「研究倫理規程」及び「研究者等の行動規範」等の研究活動関連諸規程においても、研究遂行上の人権への配慮を求めている。

個人情報の保護については、「学校法人大阪滋慶学園 個人情報保護基本規程」及び「学校法人大阪滋慶学園 特定個人情報取扱規程」を定め、個人情報保護委員会を設けて個人情報を安全かつ適正に取扱うための体制を整備し、運用している。また、「個人情報保護方針」をホームページで公表し、TRUSTe プライバシー・プログラムの認証を受けているほか、本学における個人情報の取扱いについて、学生便覧に掲載して学生に周知している。このほか、学部及び大学院のFD/SD委員会がFD/SD研修として個人情報の取扱いに関する研修を実施し、教職員の意識啓発を図っている。

3. 安全への配慮

安全への配慮については、災害対策等に関して「法人 リスク管理基本規程」のほか、本学の「危機管理規程」及び「危機管理マニュアル」を制定・策定し、教職員への周知を図っている。また、災害時等における学生・教職員等の安否確認・把握のために「緊急連絡・安否確認システム」を運用している。

防火・防災等に関しては、「危機管理規程」及び「危機管理マニュアル」のほか、「防火・防災管理規程」を定め、「消防計画」を策定して、毎年1回消防避難訓練及びAED講習会を実施している。

安全衛生等に関しては、本学主校舎は制振構造であり耐震性に問題はなく、エレベータ

一、障害者用トイレ、障害者用駐車場、及び点字ブロック等を設置し、バリアフリーに配慮している。校舎全体のメンテナンス管理は、本学園が業者と業務委託契約を締結しており、設備点検や清掃、廃棄物処理等を委託しているほか、警備についても警備業者に委託して警備員が警備を行っている。

学内の文書保管等に係る安全管理については、「滋慶医療科学大学 文書管理規程」に則り、事務局を主とした学内の事務文書（紙媒体及び電子データ）及び研究関連文書等を適切に管理している。

研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に係る危機管理については、2025(令和7)年度に「利益相反マネジメント規程」、「利益相反マネジメントポリシー」及び「利益相反マネジメントガイドライン」等を制定・策定するほか、「安全保障輸出管理規程」を定めており、教員の研究活動及び産学官連携活動の透明性、並びに本学の教育・研究資源の輸出管理に係る手順のルール化及び厳正な管理体制の構築を進めている。

また、情報セキュリティ対策として、「滋慶医療科学大学 情報セキュリティ対策基本規程」、「情報セキュリティ対策基本方針」をはじめとする情報セキュリティ対策関連諸規程を定め、情報委員会において本学における情報環境の安全化に向けた取組みを行っている。教職員及び学生に対しては、「情報セキュリティハンドブック」及び「生成 AI 利活用におけるガイドライン」を策定し、個々人の情報セキュリティ対策及び生成 AI の適正・安全利用の推進について周知している。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、本学園の最高意思決定機関であり、私立学校法、各種法令及び「寄附行為」等を遵守して学校法人の運営にあっている。

役員は、「寄附行為」第5条において理事7名以上10名以内、監事2名以上3名以内と規定されている。理事の選任は、「寄附行為」第7条に基づき適正に行われており、学長は理事として理事会に出席し、本学の重要事項等の説明・審議に参画している。

理事及び理事会については、「寄附行為」のほか「理事職務権限規程」及び「理事会運営規程」を定めて、理事の職務権限並びに理事会の職務権限及び運営等を明確化している。また、「業務委任規則」及び「業務決裁規則」に基づき、理事長・常務理事・学長・事務局長等に適切な業務決裁権限を与え、業務の意思決定がスムーズに行える体制を整備している。

理事会は、年間を通じて定例で3回（予算承認理事会、決算承認理事会、秋季開催理事会）、その他重要な事項が生じた場合に臨時理事会を開催している。理事会の開催にあつ

ては、「寄附行為」第 17 条の規定に則り、会議の目的である事項等を会議の 1 週間前までに通知しており、当日欠席を除く会議欠席者には、会議の目的である事項等について、事前に賛否の意思確認を行っている。また、「寄附行為」第 36 条の規定に基づき、必要な事項についてあらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで決議を行っている。理事会は、理事長が議長となり本学園の重要事項を協議及び審議しており、理事会及び評議員会の議事録は「寄附行為」、「理事会運営規程」、「評議員会運営規程」、「法人 文書管理規程」に則り作成・保管されている。2025(令和 7)年度は理事会を 8 回開催しており、理事・監事ともに高い出席率であり、良好な出席状況のもと適切な意思決定が行われている。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本学園は、「寄附行為」第 3 条において目的を定めており、運営に関する事項は、「寄附行為」に基づき理事会及び理事会の諮問機関である評議員会で審議され、法人全体の管理運営を行っている。また、教学運営に関する事項は、学部・研究科の教授会において審議され、さらに学長を議長として法人と大学との連絡調整を行う教学部門の最高意思決定組織である運営会議（大学・大学院）において、協議されている。

本学園の使命・目的の実現のために、法人事務局は、本学及び併設校の事務局などと連携して本学園の中期事業計画を策定しており、各種会議の場等を通じて教職員に周知している。本学においては、本学園策定の中期事業計画に基づき、大学としての事業計画を作成し、教授会等を通じて教職員に周知している。

このように、本学園の中期事業計画に基づき各年度の事業計画を策定・実行し、その検証結果を踏まえ、修正・改善内容を翌年度のビジョンに反映することで、PDCA サイクルが機能する体制を整え、使命・目的の実現に向けて継続的に取り組んでいる。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

本学園の最高意思決定機関である理事会は、「寄附行為」及び「理事会運営規程」に基づき適正に運営されており、定例で年 3 回（予算承認理事会、決算承認理事会、秋季開催理事会）、その他重要な事項が生じた場合に臨時理事会を開催し、学校法人の運営に関わる重要事項を審議している。理事長は、理事会の決議に基づき評議員会を招集して、常務理事、業務執行理事及び監事とともに評議員会に出席し、議案に係る必要事項について説明を行うほか、「寄附行為」第 36 条第 2 項に定める必要な事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において決議している。監事は、評議員会において選任され、理事会及び評議員会に出席して意見を述べており、評議員会は、役員に対して議案等

に係る意見を述べている。このように、理事会・評議員会・監事が意思疎通を図り、連携して本学園の意思決定を行っている。

また、管理部門である理事会との連絡調整を行う教学部門の最高意思決定組織として、運営会議（大学・大学院）を設けている。運営会議は、定例で月1回開催しており、理事会側から常務理事（大学事務局長を兼務）が、教学部門から学長・学科長（大学運営会議）・研究科長（大学院運営会議）等が、事務部門から事務局次長等が出席している。学部・研究科教授会の議事内容及び学長決定事項等の報告、並びに教学に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、理事会との意見の擦り合わせを行っており、双方の情報共有と相互チェックの場となっている。運営会議の協議事項等は学部・研究科教授会に報告されるほか、重要事項は理事会に報告されている。理事会に提出される議題や報告の多くは、教員及び事務局担当職員を構成員とする各種委員会・教授会・運営会議等の会議を経由しており、教職員の提案や意見が反映される仕組みが機能している。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

本学園は、理事会において最終意思決定を行っており、「寄附行為」第36条第2項に規定する必要な事項は、あらかじめ評議員の意見を聴いたうえで審議しているほか、「寄附行為」、「理事会運営規程」、「評議員会運営規程」及び「理事職務権限規程」において理事会・監事・評議員会の職務及び権限等を規定している。

評議員は、「寄附行為」第31条に基づき選任され、同第32条において理事との兼任を禁止している。評議員会は、法人の業務及び財産の状況、並びに役員職務執行状況等について役員に意見を述べるほか、理事会からの諮問事項について意見を述べている。また、「寄附行為」第37条において、理事の法令・「寄附行為」等違反行為に対する当該行為の差止め請求を規定し、内部統制システムを機能させている。評議員会の開催にあたっては、「寄附行為」第40条の規定に則り、会議の1週間前までに会議の目的である事項等を通知しており、当日欠席を除く会議欠席者には、会議の目的である事項等について、事前に賛否の意思確認を行っている。

監事は、「寄附行為」第22条に基づき選任され、その独立性が確保されている。「監事監査規程」に則り監査計画を立て、理事の業務執行、理事会の運営、内部統制及び教学面に関する業務監査、並びに法人の財産の状況に関する会計監査を行い、監査報告書を作成して理事会及び評議員会に報告するほか、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。このほか、「寄附行為」第30条において、理事の法令・「寄附行為」等違反行為に対する当該行為の差止め請求を規定し、評議員会とともに内部統制システムを機能させている。監事は、2025(令和7)年度に開催された理事会及び評議員会のすべてに出席している。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

本学園は、使命・目的及び大学の目的を達成するために、安定した財務基盤の確立を目指している。2024(令和 6)年度以前の過去 5 年間の純資産推移（法人全体）は、表 6-4-1 のとおりである。

表 6-4-1 純資産推移一覧（法人全体／過去 5 年分）（単位：百万円）

	2020(令和 2) 年度	2021(令和 3) 年度	2022(令和 4) 年度	2023(令和 5) 年度	2024(令和 6) 年度
法人全体	20,665	20,856	21,092	21,314	20,885

純資産は、2025(令和 7)年 3 月末現在で約 209 億円を保有しており、法人全体で安定的な財務基盤を確立している。

また、支払能力に関わる 2024(令和 6)年度以前の過去 5 年間の流動比率及び負債比率推移（法人全体）は、表 6-4-2 のとおりである。

表 6-4-2 流動比率・負債比率推移（法人全体／過去 5 年分）（単位：%）

	2020(令和 2) 年度	2021(令和 3) 年度	2022(令和 4) 年度	2023(令和 5) 年度	2024(令和 6) 年度
流動比率	153.5	145.8	153.4	165.1	167.2
負債比率	53.4	51.6	50.1	45.3	44.5

流動比率は過去 5 年間 100%を超えており、2021(令和 3)年度以降は徐々に上昇し、短期的支払能力は高いと評価できる。また、負債比率は 2020(令和 2)年度以降徐々に下がってきており、財務的に安定している。これらの推移からは、外部資金（借入金）の減少及び自己資金（現金預金）による運営の成果が読み取れ、健全な財務状況であるといえる。

以上から、本学の存続を維持するための財務基盤は依然有しており、引続き健全な運営に努めていく。

6-4-② 収支バランスの確保

2024(令和 6)年度以前の過去 5 年間の事業活動収支差額比率は、表 6-4-3 のとおりである。

表 6-4-3 事業活動収支差額比率（過去 5 年分）（単位：％）

	2020(令和 2) 年度	2021(令和 3) 年度	2022(令和 4) 年度	2023(令和 5) 年度	2024(令和 6) 年度
法人全体	-0.8	2.2	2.7	2.6	-5.4
大 学	-158.2	-452.4	-295.1	-337.5	-247.2

法人全体の事業活動収支差額比率は、2021(令和 3)年度以降は収支差額がプラスであったが、2024(令和 6)年度はマイナスに転じた。これは学生数減少に伴う収入の減少によるものである。

大学単独の事業活動収支差額比率では、2020(令和 2)年度までは大学院のみの組織であったこと及び 2021(令和 3)年度に医療科学部を新設したことに伴い、引続きマイナスとなっているが、学部の年次経過とともに学生数が増加し、2024(令和 6)年度はマイナス比率が改善した。学部は、2026(令和 8)年度から診療放射線学科（入学定員 40 名）の開設を予定しており、今後は学生数が増加し収入の増加が見込まれること、並びに大学院は学生募集活動の更なる強化及び経費の節減を図ることにより、財務体質の改善を図っていく。

科研費等の外部資金獲得状況（表 6-4-4）については、2025(令和 7)年度以前 5 年間の新規採択率の平均は 28%である。専任教員数 30 名程度の規模の大学としては、科研費等外部資金の採択率は非常に高いといえる。また、本学では科研費等外部資金の獲得を奨励しており、外部資金獲得に向けた FD/SD 研修を毎年実施するとともに、学部及び研究科教授会において年度別の科研費採択状況を報告して教職員の意識喚起を図っている。

表 6-4-4 科学研究費等外部資金獲得実績（研究代表者）

年 度	科研費等外部資金 獲得件数	新規採択率	総 額
2021(令和 3)年度	7 (2)	29%	17,810 千円
2022(令和 4)年度	8 (4)	36.4%	15,080 千円
2023(令和 5)年度	8 (2)	22.2%	10,790 千円
2024(令和 6)年度	6 (3)	27.3%	15,691 千円
2025(令和 7)年度	9 (3)	27.3%	14,024 千円

※ ()内は科研費新規採択件数(内数)

※ 総額には科研費間接経費を含む

以上のとおり、法人全体では安定した財務基盤を確立している。大学単独としては、学部・大学院ともに入学定員を満たす入学者の確保をはじめ諸般の対策を講じていくことにより、財務状況の改善を図っていく。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学園では、中期事業計画を策定するとともに、それに基づき大学としての中期的計画を含む事業計画を策定しており、事業計画は学部及び研究科教授会において教職員に周知されている。また、事業計画において財務計画及び予算編成方針（計画）を記載しており、それらに基づく財務運営を行っている。予算については、財務計画を踏まえ、「学校法人大

阪滋慶学園 予算管理規則」(以下、「予算管理規則」という。)に基づき単年度の予算を編成して収支予算書を作成している。大規模な資金の動きがある事項に関しては、予算内の執行が可能かどうかを事前に分析したうえで予算を編成しており、適切な財務運営に努めている。これら中期事業計画、事業計画及び予算書は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会で決議している。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-5-① 会計処理の適正な実施

本学の予算執行においては、「経理規程」、「学校法人大阪滋慶学園 経理規程施行細則」、「予算管理規則」、「学校法人大阪滋慶学園 金銭出納管理規則」、「学校法人大阪滋慶学園 固定資産及び物品調達規則」に基づき適正に申請を行い、契約及び発注に係る会計処理を行っている。学内手続きは、教学及び事務部門が作成した申請書類について、予算執行責任者である法人常務理事兼本学事務局長が決裁を行い、全体を管理している。決裁後の書類は、経理担当者が証憑書類を添付して取引ごとに伝票を作成し、法人常務理事兼本学事務局長が最終承認を行っている。また、調達後の固定資産及び物品等は、「学校法人大阪滋慶学園 固定資産及び物品管理規則」及び「滋慶医療科学大学 物品等管理運用規程」に則り、適正に管理している。

また、例年、当初の予算編成時に予定していなかった支出や収入が生じることから、必要に応じて補正予算を編成し、評議員会の意見を聞いたうえで理事会の承認を得ている。2025(令和 7)年度は、11 月に補正予算を編成した。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学における監査は、「寄附行為」第 54 条に基づく会計監査人による監査、同第 28 条に基づく監事による監査、及び内部監査室による内部監査があり、複数の視点からの三様監査が実施されている。

会計監査人は、「寄附行為」第 49 条に基づき評議員会において選任されている。監査計画に基づいて本学園の収支計算書、貸借対照表及びその附属明細書、並びに財産目録等について監査を行っており、会計監査報告書を作成して監事及び理事会に提出している。

監事は、「監事監査規程」に則り監査計画を立て、業務監査とともに会計監査を行っており、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に出席して監査の実施状況及び結果を報告している。会計監査においては、会計に関する帳簿及び書類を調査し、資産・負債・基本金・収支等の状況を確認するほか、内部統制組織の信頼性及び取引記録の妥当性等を検証している。また、監事が会計監査を実施するにあたっては、監査前に会計監査人との意見

交換を行い、両者が意思疎通を図るほか、内部監査を行う内部監査室とも緊密に連携している。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、会計監査人及び監事と緊密に連携して内部監査を実施し、会計監査人及び監事による監査を補完している。監査計画に基づき、業務の管理運営、適法性及び規則の整備状況等に関する業務監査、並びに科研費等の外部資金を含む予算執行、会計処理、財務管理及び適法性等に関する会計監査を実施し、内部監査報告書を作成して理事長に報告するほか、監査結果は学長を通じて教授会に報告されている。

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学園は、教育基本法や学校教育法をはじめとする大学設置・運営に関わる法令、「寄附行為」及び各種規程等を遵守して適正に運営を行っており、経営の規律と誠実性は維持されている。

本学園及び本学の運営は、本学園が 5 年ごとに策定する中期事業計画、及びそれに基づき本学が毎年度策定する事業計画に則り、計画的かつ適切に行われている。また、「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備している。理事会は、「寄附行為」及び「理事会運営規程」に基づき適正に運営されており、重要事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において決議している。監事は、業務監査及び会計監査を行うとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べており、理事会・評議員会・監事が連携して本学園の意思決定を行っている。

財務については、安定的な財務基盤を有している。会計については、会計監査人・監事・内部監査室が各監査計画に基づく監査を実施して監査報告書作成しており、複数の視点からの三様監査が適正に実施されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

法人の内部統制については、私立学校法に則り「内部統制システム整備の基本方針」を策定して、内部統制システムを整備している。内部統制に係る基本的な PDCA サイクルは、これまでも機能させてきたが、内部統制システムを整備するにあたり、新規規程の制定及び既存規程の改正等を行った。今後は、これらの規程に基づく具体的かつ明確な基準に則り、計画・運営・監査・改善の PDCA サイクルを回していく必要がある。

本学園の純資産は、200 億円を超えており、法人全体として安定した財務基盤を有しているが、2024(令和 6)年度以降は数億単位で減少しており、事業活動収支差額比率もマイナスに転じている。この主な要因は、本学園の設置する各種学校の学生数の減少であり、法人全体として今後の学生確保の見通しの修正及び運営の改善が求められる。また、本学の事業活動収支差額比率も大幅なマイナスが続いていることから、学生の確保に向けた改善が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

法人全体の純資産減少については、本学のほか併設専門学校等の学生確保の充実が課題

であるが、本学においては、学部の臨床工学科における学生募集は、諸般の取組みにより2025(令和 7)年度入学に係る状況と同水準で推移しており、定員を満たす入学者の確保が期待できる。また、2026(令和 8)年度から診療放射線学科（入学定員 40 名）の開設を予定しており、入試における学生確保の状況も順調であることから、今後は学生数増による収支差額の改善が期待できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1. 大学が持つ物的・人的資源による社会貢献活動

A-1-① 社会貢献活動

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 社会貢献活動

本学では、大学院において、医療安全管理学の教育・研究を通じて医療安全の実践的リーダー人材を育成しているが、多様な現場の人材育成ニーズに応えるために、医療機関と教育機関を繋ぐネットワーク機能を果たし、医療現場で生じる安全管理の課題に対応するための実践的教育方法論を究めていくために、2013(平成 25)年 10 月に「医療安全実践教育研究会」を設立した。同研究会の事業活動は、医療安全教育に関する調査・研究活動の推進及び提言、医療安全に関する学問探究及び情報交換を目的とする学術集会・セミナーの開催、並びにホームページなどを通じての情報発信等である。学術集会においては、2025(令和 7)年 10 月 19 日の開催で、13 回目の学術集会となった。職場・職種の異なる会員等が相互に交流して情報を共有することで、医療安全の実践的教育方法論の構築及び体系化を目指して議論し、安全で質の高い医療の発展に寄与し、広く社会に貢献することを目指している。

その他の活動としては、医薬品製造における安全管理に関わる質向上を目的として、2015(平成 27)年に「医薬品等製造実践教育研究会」を、医療機器の製造から使用までの安全管理の質向上を目的として、2018(平成 30)年に「医療機器安全管理研究会」を立上げ、業界の人材育成に寄与している。

また、未来医療、再生医療に関する研究の推進と学生の研究指導・実践教育の実施を目的として、2024(令和 6)年に未来医療国際拠点 Nakanoshima Qross 内に教育・研究開発センターを開設した。同センターは、P2 レベルに対応した実験室のほか、40 名を収容できるセミナールームを併設しており、生命科学関連分野のセミナー等を計画して、定期的に開催している。

さらに、本学園では、アジアにおける臨床工学の発展と技術・人材の相互交流を目的として、中国をはじめアジア諸国を主とする海外の大学等の参加を得て、「アジア臨床工学フォーラム」を開催している。本フォーラムは、2025(令和 7)年に実施したフォーラムを含め、これまで 7 回開催している。

本学及び本学園では、本学が持つ物的・人的資源を活用したこれらの活動を通じて、社会に貢献している。

本学及び本学園における直近の具体的活動実績は、以下のとおりである。

滋慶医療科学大学

表 A-1-2 医薬品等製造実践教育オンラインビデオセミナー 「GMP 初級講座 2025」

医薬品等製造実践教育オンラインビデオセミナー 「GMP 初級講座 2025」	
会 場	滋慶医療科学大学大学院 (Zoom によるオンライン開催)
日時・内容	<p>【第1回】 2025(令和7)年5月16日(金) 10時00分～18時00分 医療現場の医薬品安全管理、医薬品等の基礎知識、GMPの基本原則、 GMP・GQP省令と法規制、GMP組織と責任体制、GMP文書 など 講師：大石 雅子 (滋慶医療科学大学大学院 教授) 中山 昭一 (NPO-QA センター理事 元アストラゼネカ品質保証部) 藤定 繁夫 (製薬企業アドバイザー/NPO-QA センター 元藤沢薬品工業生産技術部) 添田 慎介 (NPO-QA センター 元PMDA 専門員)</p> <p>【第2回】 2025(令和7)年6月20日(金) 10時00分～18時00分 衛生管理、製造管理、医薬品における委受託製造、構造設備 (設備の整備・保守点検)、 適格性評価・バリデーション、逸脱・変更管理、新しい動向(1) など 講師：中山 昭一 (NPO-QA センター理事 元アストラゼネカ品質保証部) 藤定 繁夫 (製薬企業アドバイザー/NPO-QA センター 元藤沢薬品工業生産技術部) 三宅 正一 (NPO-QA センター顧問 元ミドリ十字 (現日本血液製剤機構)) 初代 秀一 (NPO-QA センター顧問)</p> <p>【第3回】 2025(令和7)年7月18日(金) 10時00分～18時00分 出荷管理、品質管理と品質保証、品質情報(苦情)・回収管理、自己点検、教育訓練、GMP 適合性調査(査察)、新しい動向(2) など 講師：中山 昭一 (NPO-QA センター理事 元アストラゼネカ品質保証部) 藤定 繁夫 (製薬企業アドバイザー/NPO-QA センター 元藤沢薬品工業生産技術部) 小山 靖人 (NPO-QA センター理事 小山ファーマコンサルティング代表)</p>

表 A-1-3 教育・研究開発センター 各種イベント・セミナー

教育・研究開発センター 各種イベント・セミナー	
会 場	未来医療国際拠点 Nakanoshima Qross
日時・内容	<p>【第4回滋慶科学セミナー】 2025(令和7)年5月27日(火) 16時30分～18時00分 講演：「私たちが海底アーキアだった頃の話」 講師：国立研究開発法人海洋研究開発機構 上席研究員 井町 寛之</p> <p>【第5回滋慶科学セミナー】 2025(令和7)年7月11日(金) 16時30分～18時00分 講演：「細胞の老化と個体の老化～老化の謎に迫る～」 講師：大阪大学 微生物病研究所 分子生物学分野 教授 原 英二</p> <p>【第2回滋慶中之島セミナー】 2025(令和7)年8月9日(土) 13時30分～15時30分 講演：「シーラカンス撮影成功！NHK 自然番組の舞台裏」 講師：NHK エンタープライズ「ダーウィンが来た！」番組ディレクター 松村 紀生</p>

滋慶医療科学大学

<p>【第6回滋慶科学セミナー】 2025(令和7)年9月19日(金)16時30分～18時00分 講演：「老化と神経変性疾患～アミロイド線維形成は闇か光か～」 講師：大阪大学大学院医学系研究科 神経内科学講座 助教 池中 健介</p> <p>【第7回滋慶科学セミナー】 2025(令和7)年10月17日(金)16時30分～18時00分 講演：「免疫老化の理解とiPS細胞を用いた胸腺再生へのチャレンジ」 講師：京都大学 iPS細胞研究所 教授 濱崎 洋子</p> <p>【第8回滋慶科学セミナー】 2025(令和7)年11月21日(金)16時30分～18時00分 講演：「眠りの謎～なぜ年をとると睡眠が変わるのか?～」 講師：京都大学大学院薬学研究科 医薬創成情報科学専攻 システムバイオロジー分野 准教授 長谷川 恵美</p> <p>【第9回滋慶科学セミナー】 2026(令和8)年2月6日(金)16時30分～18時00分 講演：「生体内ライブカメラ～体の中を覗いてみよう～」 講師：大阪大学大学院 医学系研究科長・医学部長／免疫細胞生物学 教授 石井 優</p> <p>【第10回滋慶科学セミナー】 2026(令和8)年3月6日(金)16時30分～18時00分 講演：「動き回る核を持つ変わった生物を見る」 講師：大阪大学大学院 生命機能研究科 名誉教授 平岡 泰 大阪大学大学院 生命機能研究科 特任教授 原口 徳子</p>

表 A-1-4 第7回アジア臨床工学フォーラム

第7回アジア臨床工学フォーラム	
会場	新大阪ワシントンホテルプラザ
日時・内容	<p>日時：2025(令和7)年11月1日(土)9時30分～17時30分 テーマ：「アジア臨床工学の発展のため、医療職種連携と生成AI・医療安全の貢献」 主催：学校法人大阪滋慶学園、滋慶医療科学大学・大学院、 大阪ハイテクノロジー専門学校、アジア職業人材養成センター</p> <p>【プログラム】 招聘講演1：「臨床工学の発展とタスクシフト」 青木 郁香 (公益社団法人日本臨床工学技士会 専務理事) 招聘講演2：「生成AIと臨床工学の協働および制度構築について」 趙 菁 (国家衛生健康委員会 医療機器臨床使用専門家委員会 副事務総長/中日友好病院 医学工程処 処長) 教育講演：「医療安全と臨床工学のこれから～国を越えて共有すべき視点～」 水本 一弘 (滋慶医療科学大学大学院 教授/医療の質・安全学会 理事) 特別講演：「臨床工学における人工知能：臨床応用の卓越性と患者安全性の向上をつなぐ架け橋」 David Lopez, EdD (ロマリダ大学 保健医療学部 生命維持学科 プログラムディレクター循環呼吸器科学 教授)</p>

<p>シンポジウムⅠ 「アジア各国における臨床工学の現状」</p> <p>演題1(日本):「臨床工学技士の現状と明るい未来へ」 林 啓介 (徳島文理大学 臨床工学科 教授)</p> <p>演題2(日本):「人・技術・社会をつなぐ—臨床工学技士の新しいビジョン」 村上 武 (高知大学医学部附属病院 次世代医療創造センター 副センター長)</p> <p>演題3(中国):「中国における臨床工学技士の職業的発展の現状」 夏 慧琳 (中華医学会医学工学分会副主任委員、中国医師協会臨床工程師分会常務委員/ 内モンゴル自治区人民病院 運営とパフォーマンス管理部 部長)</p> <p>演題4(ベトナム):「ベトナムにおける臨床工学の現状」 Canh, Le Xuan (バックマイ病院 医療機器部門長 バイオメディカルエンジニア)</p> <p>シンポジウムⅡ 「生成AI×医療安全と臨床工学の未来構想」</p> <p>演題1(日本):「わが国における臨床工学を取り巻く情報化潮流」 島井 健一郎 (滋慶医療科学大学 医療科学部 教授)</p> <p>演題2(中国):「AI時代における医工融合型イノベーション人材育成の探索」 林 林 (広東医科大学 生物医学工程学院(未来技術学院) 院長)</p> <p>演題3(中国):「重症患者IoMTデータに基づく人工呼吸器AIアラーム管理モデルの開発と検証」 劉 麒麟 (四川大学華西病院 医学工程科 主任/医学工程技術教育研究課 主任)</p> <p>演題4(インドネシア):「末梢血塗抹標本の顕微鏡画像に基づくマラリア診断」 Anto Satriyo Nugroho (インドネシア国立研究革新庁 電子情報研究機構 人工知能・サイバーセキュリティ研究センター センター長)</p> <p>パネルディスカッション 「臨床工学の発展と貢献」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本: 吉田 哲也 (神戸市立医療センター中央市民病院 臨床研究推進センター プロジェクト推進部 部長代理) 「医療機器開発の担い手としての臨床工学技士～健康寿命延伸と医療の効率化に向けて～」 2. 日本: 関谷 崇志 (東京大学医学部附属病院 臨床工学部 臨床工学技士) 「不整脈デバイスにおける遠隔医療への展望」 3. 中国: 陳 正龍 (上海健康医学院教授/修士指導教官/日中合作臨床工学技術学科主任) 「上海健康医学院における臨床工学技術本科教育の発展と現状」 4. 中国: 楊 華元 (上海中醫藥大学教授/博士指導教官/中醫藥人工知能学院名譽院長) 「中工医学と人工知能の融合発展に向けた探索と実践」 5. 韓国: 金 大永 (神奈川工科大学 健康医療科学部 臨床工学科 教授) 「臨床工学技士が主導する医工連携と課題」 6. タイ: Anusara Srisrual (モンクット王工科大学ノースバンコク校 応用科学部 工業物理・医療機器学科 助教) 「タイにおける生体工医学教育の進展」

【基準Aの自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、医療安全教育に関する調査・研究活動の推進・提言や医療安全に関する学問探究及び情報交換を目的とする「医療安全実践教育研究会」、医薬品製造に関わる安全管理の質向上を目的とする「医薬品等製造実践教育研究会」、並びに医療機器の製造・使用に関わる安全管理の質向上を目的とする「医療機器安全管理研究会」等の諸活動を行っており、取組み及び認知度は定着・安定している。

また、本学園が主催する「アジア臨床工学フォーラム」については、これまで7回開催

するなど、その運営や海外の大学等との連携も充実したものとなっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

「医療機器安全管理研究会」については、ここ数年間は活動できていないことから、活動意義を含めた活動の見直し等を行っていく必要がある。また、2024(令和 6)年に開設した教育・研究開発センターにおいては、学外者向けのセミナー等を定期的で開催しているが、今後は未来医療・再生医療に係る研究活動の強化及び内部連携の推進が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学における社会貢献活動は、医療安全や臨床工学分野等で一定の成果と認知度を確立した一方で、活動内容にばらつきがみられることが課題として明らかになった。今後は、各研究会等の学内連携・協力体制の促進、未来医療・再生医療分野への展開等、重点領域を意識した組織体制の強化を図っていく。

V. 特記事項

特になし。